
令和3年 第4回（定例）南部町議会 会議録（第3日）

令和3年6月15日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和3年6月15日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10 番 板 井 隆君
11 番 細 田 元 教君	12 番 亀 尾 共 三君
13 番 真 壁 容 子君	14 番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤 原 宰君 書記 桑 名 俊 成君

書記 石 谷 麻衣子君

書記 藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	岡 田 光 政君	監査委員	仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、滝山克己君、5 番、米澤睦雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、3番、荊尾芳之君の質問を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） おはようございます。3番、荊尾芳之です。

議長からお許しをいただきましたので、町政に対する一般質問を行います。

今回は、防災対策についてと町政に対する住民要望の行政対応についての2点です。住民の生命と暮らしを守るための一般質問としていきたいと思います。

まず、防災対策についてです。先般、災害対策基本法が改正され、5月20日から施行されました。今回、この改正で大雨洪水による災害が予想されるときに、自治体、南部町が住民に出す避難情報が変更となりました。今まで避難勧告と避難指示の2つがありましたが、住民に分かりやすくする、住民が迷わないようにするために避難指示一本に統一されました。避難指示は、大雨洪水警戒レベルが5段階あるうちのレベル4です。危険が差し迫ってるということです。必ず避難行動を取る、何もしない、私は大丈夫というのでは駄目なのです。岡山県総社市と倉敷市で大洪水となり、多くの方が被害に遭われたのは皆様も記憶に新しいと思います。災害はいつ、どんなときに発生するのか、昼間なのか夜中なのか全く分かりません。何よりもふだんからの準備が大切だと考えます。

そこで、今回の災害対策基本法の改正という機を捉えて、もう一度南部町の防災体制について、現在の状況や備え、基本的な考えについて町長に伺います。

1、改正災害対策基本法の住民への周知徹底策はどうか。今回、逃げ遅れの防止が改正の大きな目的となっています。

2、南部町が現在、締結している防災協定について示していただきたい。どこと、どのような内容の防災協定を締結しているのかお尋ねします。

3、地域防災リーダーの養成について。また、地域防災計画の作成と運用、もちろん地域防災計画は、国の防災計画を受けて、県、町と既に計画はできております。この下の、いわゆる各集落、自治会、地区防災計画、これについて町長の考えを伺います。自助、共助、今、近助といいます。町と各集落との関係はいかがでしょうか。

4番目、防災訓練及び避難所の設置運営訓練は、どのように実施しているのか、またどのような計画をしているのかについて伺います。

大きな2つ目です。町政に対する住民要望の対応について質問をします。地域振興協議会、自

治会長、区長さん、各種団体から行政への要望事項が定期的に、あるいは不定期に来ると思います。このことについての基本的な対応、取扱方法についてお尋ねします。

1、住民からの行政要望への調査及び回答方法並びにその対応方法について、定期的な要望会、また突発的、緊急的に出た要望もあると思います。どのように対応を取っているのか伺います。

2つ目、法定外公共物、いわゆる赤線、青線の管理について伺います。これは、平成17年4月1日から市町村の自治事務に替わっております。住民への払下げ等、事務などの管理があると思います。また、現場の実際の土地の維持管理もあると思いますが、この法定外公共物、青線、赤線をどのように管理しているのかについて伺います。

以上、壇上からの質問とします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。一般質問2日目になりました。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、荊尾議員から2項目にわたって質問をいただいておりますので、随時お答えしてまいりたいと思います。

まず、防災対策について御質問いただいた件について答弁を申し上げます。

改正災害対策基本法の住民の皆様への周知徹底についてでございますが、今般の改正は5月20日に施行され、町民の皆さんに大きく関わる事項として避難情報の伝達に変更された点にあります。従来から災害の危険度を警戒レベルで表現しており、警戒レベル4、避難指示、または避難勧告が廃止され、警戒レベル4、避難指示に一本化されました。今後は行政から発する避難情報に避難勧告という言葉はございませんので、御注意いただくことが重要でございます。そこで、荊尾議員の御質問にお答えいたしますが、この改正の周知については、6月3日発行の町報なんぶにおいて周知しており、町のホームページでも改正点について掲載しております。また、先月開催されました地域振興協議会正副会長連絡会でも改正点について説明させていただいており、地域振興協議会の広報や防災活動において紹介していただくよう、お願いをしたところでございます。今回の改正点に限らず防災情報については、常に最新のものを継続的にお知らせしていくことが重要と考えます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、各集落等においても多人数の会議開催が見送られる中、集落に出向いていく機会がなかなか取れませんが、町民への情報提供は工夫をしながら、継続していきたいと考えています。

次に、南部町が締結している防災協定について一覧表で示していただきたいとのことでございますが、配付させていただいております資料のとおりでございまして、現在25の協定を締結して

おります。これらの協定に基づき、南部町に対して大きな支援をいただいた事案は近年はありませんが、平成30年7月に発生した西日本豪雨に際しては、締結した協定に基づき、広島県尾道市に職員を災害派遣したことは議員も御承知のことと思います。現在締結されている協定では、まだまだ不十分であり、特に県外自治体の相互応援協定については、その数を増やし、パートナーシップを構築することが必要であると考えています。今後とも、協定締結に向けて取り組んでまいります。

次に、地域防災リーダーの養成、地域防災計画の作成と運用について町長の考えを問うとの御質問でございますが、地域防災リーダーの養成は重要であると考えております。地域防災リーダーは、各集落において区長様や防災担当者であり、複数年で交代するなど養成の難しさを感じています。その中で、地域振興協議会を単位とする地域円卓会議などでは、防災をテーマにした話し合いを持っていただき、地域集落での防災力向上への取組を行っていただきたいことを伝えてきました。また、町内の地域防災リーダーに対して、町の防災の取組、防災環境など情報提供することや講習会なども計画する予定でございます。しかしながら、地域防災リーダーの皆さんにとって、様々な知識を入れても不安はあると思います。地域振興協議会や各集落などで、災害時や防災訓練、避難所に関することなど、地域防災リーダーだけでは対応できません。このため町では、地域防災リーダーの支援を担っていただく人材育成のため、防災士の資格取得を奨励しているところでございます。様々な職域の方に幅広いボランティアでの協力をお願いし、地域の自助、共助能力を向上させるものでございます。現在、この資格について39名の方に取得をしていただき、令和2年度は新たに14名の方に取得していただきました。今後もこの支援策を継続するとともに、取組支援強化を図ってまいります。

次に、地域防災計画についてでございますが、南部町の地域防災計画は、合併当初に作成されたものを数回の改定を経ながら、現在の計画は平成29年度に改定されたものとなっています。この計画は、法令の改正、鳥取県地域防災計画の改正をはじめとした多段階の防災計画改正、災害発生状況、災害に対する新たな知見の集積により、随時見直しを行うこととしています。本年度計画の改定を行う予定としており、今述べた法令等の改正はもとより、より実効性を高めるための計画改定を実施したいと考えています。

次に、防災訓練及び避難所の設置、運営訓練はどのように計画し、実施しているのか問うとの御質問でございますが、防災訓練につきましては、例年2回の防災訓練を計画しており、出水期に豪雨土砂災害を想定し、土のう作成や避難訓練などを重点とした防災訓練や防災説明会を行い、秋季、秋には鳥取県西部地震を想定し、避難訓練や避難所開設訓練、防災説明会などを計画し、

実施しているところでございます。昨年のように、新型コロナウイルスの影響下、災害発生時の避難所運営が問題視されたことから、感染予防対策を考慮、検証した避難所運営訓練も行いました。それぞれの訓練は、全町民、全集落を対象として行っておりますが、地域による取組の差や高齢者など、避難行動要支援者への対応などの課題がございます。本年度も例年のとおり、計画すべきところでございますが、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種などを考慮し、訓練は各地域単位で自主的に計画、実施していただいています。また、本年9月12日は、鳥取県防災フェスタがとっとり花回廊で開催の予定で、本町も併せて訓練を実施する予定で考えていますが、県のフェスタ自体も開催が流動的であることも申し添えておきたいと思います。現在は、コロナ禍という特殊な状況ではありますが、防災訓練は災害時の動きや問題点を検証するために重要であるとともに、職員、関係者のみならず町民への啓発活動として大きな役割を果たすものであり、継続的に実施していく考えでございます。今後の訓練においては、より実践的な訓練になるよう、地域防災組織への参加を呼びかけ、町内に災害が発生、または災害の発生のおそれがある場合、誰一人大切な命を失わないことを第一に取組を進めていきたいと考えております。

次に、町政の住民要望の対応についてお答えしてまいります。まず、住民からの行政要望の調査及び回答方法並びにその対応方法について問うについてでございますが、住民の皆様からの要望につきましては、集落からの要望を地域振興協議会が受け、専門部会等で協議検討をいただき、必要に応じて現場確認を行っていただいております。そこで、地域振興協議会で解決が図れることは対応していただき、対応できない、または行政での対応が妥当な内容については、町に対して要望を提出いただいております。提出いただいた要望の項目について、町の担当部署で対応を記載し、地域振興協議会を通じて集落に回答をしてるところでございます。

次に、年間スケジュールとしましては、毎年8月下旬に地域振興協議会の連絡会で、次年度の要望を10月末までに町まで提出いただくように依頼を行います。その後、要望について、年明けの2月に最初の回答を行い、最終回答を8月に行っております。なお、緊急を要する要望につきましては、直接集落等から各担当部署に相談をいただいております。内容をお聞きしながら、その都度対応させていただいております。

次に、法定外公共物、いわゆる赤線、青線の管理について問うとの質問にお答えいたします。まず、法定外公共物とは道路法や河川法の適用、または準用を受けない里山や水路等を指します。一般的には里道が赤線、水路等が青線と呼ばれており、その多くは生活道路や農林道、生活排水路や農業用水路として、地域住民の用に供されています。多数の住民の用に供されてることから、これらの財産は公共的なものとして、国有財産と位置づけられ、国や県が所管しておりましたが、

議員のおっしゃられたとおり、平成12年度の地方分権一括法の施行により、国有財産は国から市町村へと譲与されることになり、南部町では平成16年度までに順次譲与を受け、以後町有財産となっております。この法定外公共物の管理については、財産管理及び維持管理の2つの側面からの管理がございます。境界の確認、用途廃止等の財産管理については、国や県からの譲与を受けた町が行っております。日常の維持修繕、清掃等の維持管理については、日常的に利用されます地域の関係者の皆さんで管理をされてきております。高齢化が進みますと、維持管理においても様々な課題が発生してまいります、引き続き住民の皆さんの支え合いや協力により、皆さんで使うものを皆さんで守っていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君の再質問を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町長、御答弁ありがとうございました。

まず、今回のこの災害対策基本法の改正ということ、7月という例年の時期を前に、この5月施行になったんですけれども、町長、この改正について率直にどういうふうに捉えておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。極めて妥当だと思っています。避難勧告の後に避難指示といいましても、一般の方には分かりにくいなと前から思っていました。その中で、こういう方法を取られたことには一定の評価をしていますが、タイミングはあんまりよくないなと。今、コロナ禍の中で、大切な改定内容を気象庁の天気予報の番組であったり、NHKは特にたくさんやっていますけれども、果たして住民の皆さんにどのぐらい御理解、周知いただいているのか、まだまだ不十分だと思っています。これから前線が活発に動く時期を迎えますので、この辺りのところを徹底して周知するように、関係担当課とも十分協議したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 本当、コロナということで、大変な時期ではありますけれども、なかなか災害側にコロナの状況は伝わっていないというふうに思ってます。とても油断できる状況ではないんですけれども、町長、自治体が避難指示を出すわけです。町長が出すわけです。この町長の思いというか、避難指示を出すっていうことを住民の皆さんに分かってもらうのに、町長の思いを教えていただけませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。そうですね、私はちゅうちょはしてはならないと常

々は思っていますし、そういう訓練を、毎年首長宛ての訓練を受けているつもりです。しかし、避難の行動に移るっていう方は、統計上10%にも満たない、一つの統計によると3%だとか、南部町でいつぞや避難勧告、避難指示を出したときに、人数を申しましたら学者の先生が、それはすばらしいと言っておられました。そんな、10%に満たないのが本当にすばらしいのかどうかは別にして、せっかくの一般質問いただきましたので、何の絵に入れるのか、私は避難っていう言葉を思い浮かべると、子供たちが、今の子供たちしないかもしれませんが、電車ごっここの輪っこのようなところで、先頭に区長さんらしき人がついて、みんなで雨の中を逃げるような絵がすぐ頭に浮かぶんです。これは今の中では、極めて危険で、一般的に推奨されない。雨がそんな、水かさが増えたときに、みんなで一緒に逃げるほどリスクのあることはないと思いますし、さらに近年は分散避難、できれば家の高いところがあるのであれば、そういう場所に、または地域の中で少し高台があればそのお宅に、またお友達の中で、堅牢な建物があれば、そういうお宅に避難をすることが、今推奨されてますし、中には車の中で、高台で家族が一夜を過ごすということも選択肢の中に入ってます。そういう、それぞれの選択肢を、地域の中で情報を一元化して、あの方はあそこに逃げるんだよなだとか、隣の人たちと連絡を取り合った情報の集約というのは、ますます難しくなってきたのが昨今ではないかなと思っています。そういう、災害の在り方も含めて、今後もっと実践的で命を守る行動とはどういうことなのかを、地域の皆さんと確認し合っていく行動がますます重要になってくると思っています。そういう訓練をしなければいけないと思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町長が今言われた、避難所に行くのが避難ではないというふうに今、変わってきていると思います。新聞によりますと、鳥取県の2018年の7月の西日本豪雨のときの避難率は、0.7%だったと新聞に出てました。町長言われたように10%、南部町は意識が高いのかなという気もしますが、さっきもあったように、避難行動というのはやっぱりそれぞれで違うと思いますので、ただ、さっき言った、自分は大丈夫だとかじっとしていればいいのか、そういうことがないように、やはり町長が今言われたことを、広くきちんと住民の皆さんに伝えていく、その方法というのが大事だと思うんですが、今言っていただきましたので、この一般質問掟えたのもそういう気持ちでございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

あちこち行って申し訳ないですが、次に、防災協定の一覧表を作っていただきました。ありがとうございました。締結した日にち順に結んであります。いつもお願いしておりますが、資料は大きな用紙で、字を大きくしていただきますように、前から言ってるんですけども、読んでも

に時間ばかり至りますので。この防災協定を25件結んでありますが、どういう分析、これでいいのか、状況について伺いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。まず初めに、この資料、A4で非常に見えにくい状況でございまして、誠に失礼いたしました。今後とも、大きめのよく見えるサイズの資料を提供したいと思います。

この防災協定の内容を見ていただきますと、大きく地域間の防災協定、そしてもう一つは、災害時に真に必要な物品、あるいは施設等に関する連携部分での協定というところがかいま見えると思います。それぞれの協定を見ましても、非常に重要な協定ばかりだと考えられます。そして、近年、災害時にこの協定が適用されたかといいますと、先ほど町長からの答弁がありましたとおり、平成30年の7月の尾道の例がございまして、それ以外、防災でのそれぞれの協定というのは発動されておられません。ただ、この協定というのは非常に重要な項目でございまして、今後、地域間の協定、例えば県内よりも広域避難を考えた場合の山陽とか、あるいは四国、九州といった他地域、そして避難所で必ず不足するものが出てきますので、そういった不足するものに対応していただける業者等との災害協定の締結というのが、今後必要になろうかと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。そうですね、マスコミ報道なんかで、よく、今段ボールでできたベッドだとか、コロナのために仕切りといいますか、そういうものを段ボールを使ってやるということで、どっかの市町村と段ボール会社さんがうまく災害協定を結んでたようなことを見たんですが、うちもそういうことができなかなんて思ってまして、結局は、この協定を結ぶに当たって、こっちからアプローチしていくのか、向こうが、業者さんがこういうものがあるので使ってくださいって来てくれるのを待つのか、その辺はどうなんだろうかね。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。この協定に関しましては、例えば相手方、業者であったり、あるいは相手方の自治体等から連絡がある場合もございまして、様々、関係者が集まる会合といいますか、会議などがあつたときに、やはり情報共有しながら、今後の災害協定でどういったところに結びたいかという情報の端緒といいますか、情報をもらいながら、幅を広げて災害協定が結べるように、情報共有できるようにしたいと考えています。したがって、そういった場に出ていく、あるいは情報提供を受けれるようにするということが大切かと考えてお

ります。以上です。

○議長（景山 浩君） 3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） やはりふだんからのお付き合いといいますか、この協定をいついつ結んだから何かあったときにはもちろん、尾道市もそうでした、南三陸町もそうでした。そういう提携してるところと、協定を結んでるところと、やはりどうなんですかね、何か定期的な情報交換とか、そういうものっていうのは取ってるんですかね。行政機関とか、そういうのにかかわらず待ってるのか、何かそういうことはどうなんでしょうかね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。特に自治体との連携は極めて重要でございますので、各市長さんや町長さんとはできるだけふだんから、何もないときから連絡しようと思っています。今梅雨ですけども、集中豪雨があったら電話をかけて、大丈夫ですかというような挨拶程度のことがいざとなったときに重要だと思っています。さらには、平時から教育委員会を通じて、子供たちの交流であったり、文化的な交流であったりをしてながら、根っこの部分からお互いが助け合うという風土というものを醸成していくことも大事だろうと思っています。そういうことを通じて、いざといったときに助け合える、また当てになる、そんな関係を構築していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） 町長の言われるとおりだと思います。ふだん何もお付き合いをしてないのに、困ったわって言ったってやっぱり誰も助けてくれんわけで、ふだんからの付き合い、行政同士の付き合い、もっと言えば、これから出てきますけど、地区の中で、地域の中でやはりそういう情報交換だったり、ふだんからのお付き合いっていうところが防災のためにも必要になってくるのではないかと、そういうふうに思ってますので、高知の佐川町であったり、本当懐かしい、懐かしいじゃないですね、いろんな町とふだんからそういう協定を結んでますので、お付き合いをぜひしていただきたいと思います。それと、さっきも言いました、例えばこちらとして必要とするもの、段ボールだったり、もっと言えば、トイレなんかもそうですよね。簡易トイレが必要になるとか、そういうところにどういうルートで頼んでいくのかとか、そういうところの対応を考えていく必要があるのじゃないかなと。ずうずうしく言っていくっちゃうのもどうかとは思いますが、ぜひその辺の対応もお願いしたいと思います。

最初の問題もそうなんです、デジタル推進課長にちょっと聞いてみたいです。今、防災無線で町長が避難指示を出します。非常にアナログですけども、町長が放送することによってイン

パクトが強い、皆さんそのこと、放送を聞いて動かれる人もいます。ただ、デジタル推進課として、今やはりみんな、特に若い人はスマホを持っていますよね。町の行政機関として、町の一つの課として動くデジタル推進課というのあると思うんですが、もちろん総務課が中心になって、防災情報を流します。私もトリピーメールとかですね、そういうものを持って情報が入ってきますが、課長、何かそういうところにデジタル推進課の出番っていうものは見いだせないものでしょうかね。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。防災についてこうってデジタルのことが生かしてできないかというところであると思いますが、この協定を締結している中の一つにも、3枚目になりますが、ヤフー株式会社っていうのがあります。これ、トリピーメールでどうしても登録してる人しか届かないとか、そういったことがあるんですが、ヤフーのアプリはほとんどの人が入ってるんで、そういったところで例えばの話です、まだこれは防災のほうとも相談を軽くしてる話になりますが、そうしたらもうヤフーのほうから、この南部町地域に対しては、こういった警報が出ますよとか、こういったものが出ますよっていうのを、まだ初段階として、そういった軽いものからでも入れていって、今後それは当然お金がかかってくることになっていきますが、いろいろなアプリとか、ああいったものを構築していって、さらに見守りも含めて、そういった防災のことができないかっていうようなことはデジタル推進課としては思っています。ただ、防災のほうも防災のほうで、当然、それ以上にこういった機能がっていうのがあると思いますんで、そこはすり合わせてやっていかなければならないというふうに感じております。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 昨日、長束議員が質問されました。デジタル推進課ができて、やはり課の横串として、8月に国の動きもあるかもしれませんが、町としてできるところ、デジタル推進課ができて、あ、こういうことにも変わったのかみたいなことも含めて、ぜひ軽いところからでもいいので、課の中、総務課だったり、もちろん町長も詳しいですので、そういうこともできると思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。今、非常にスマホの機能といいますか、雨雲レーダーといいますか、もうスポーツの大会とかを我々運営してやりますので、天気が非常に気になる場所なんです。そういう意味で、今のデジタル推進課と直接関係ないかもしれんけど、そういうことで機器を使っていくことはできるんです。この防災という大きな濃い、黄色い、赤い雲が来かけてるぞとか、そういうところをぜひ発信をしていただきたいと思うんですが、い

かがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。まず、気象情報に関しましては、気象台の情報予想もだんだんとピンポイント化してきまして、かなり具体化する内容が提供されています。そういう情報を、いかにすれば皆さんにスマートフォン等で取っていただけるかっていうことを、今後情報提供をしていくことになろうかと思えます。それにより、こちらのほうから情報に関しては発信していこうと考えております。

もう一つ、少しちょっと戻りますけども、防災無線の関係で、一つ情報提供しておきます。防災無線で、今まで各個別に防災無線の装置がつき、屋外での放送がありましたけども、今年度新たにスマートフォンでも、どこにいても、南部町の防災無線が聞ける、そういったシステムを入れることになりますので、ですので、どこでも、どこにおられても、スマートフォンさえあれば南部町の防災無線が入るということを承知いただければ。これは、今後整備をしていく考えでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） せっかくそういうふうに言ってもらいました。それは、町のホームページから入っていくということですか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。情報発信につきましては、ホームページも活用しますし、また広報なんぶも活用したり、あるいはなんぶS A Nチャンネル等を活用しまして、情報提供し、それぞれアプリですので、アプリをダウンロードしていただかないといけませんので、そういった情報に関してこちらから発信をしていこうと考えております。以上です。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） ちょっと休憩してもらっていいですか。

○議長（景山 浩君） はい。

休憩します。

午前 9 時 3 9 分休憩

.....

午前 9 時 4 0 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） すみません。住民の人も聞いておられますので、今の防災無線の

情報を、やはり若い人は直に聞くよりもスマホで見る機会が非常に多いと思います。さっきの防災監の話、本当に住民が情報を取れるようにするにはどうしたらいいのかを、もう少し詳しくお願いできませんか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。先ほどの防災無線の、アプリで聞けるものなんですけども、これ、今後整備をしていくものです。したがって、所定のアプリをダウンロードしていただくことになると思うんですが、それらについては整備次第、追って皆様に広報させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） よく分かりました。デジタル社会、それからアナログ社会とあります。やはりみんなデジタルに行けるわけありませんので、アナログのフォローというか、そこを大事にさせていただきたいと思います。

3番目に、地域防災計画、地域防災リーダー、すみません、町長、地域防災計画っていうのは、大きな防災計画でして、この厚い、これが南部町の防災計画でございます。それはもちろん基本なんですけども、それを基に、こういうそれぞれの地区で、集落で支え愛マップといいますか、地区の計画をつくっております。これはうちの集落のものなんですけども、それとか、いわゆる防災リーダー、これを養成していく。区長さんだったり、区長さん以外の人がその任務を担ってもらうということが、今法勝寺振興区、それぞれの振興区で、部の中で取り組んでおられると思いますが、やはり自主的に地域振興協議会の中で住民が集まってやろうとしておりますが、いろいろな問題があります。地域防災リーダーの人が、あるいは区長さんが2年で替わってしまうと。せっかくつないできたものが続かないとか、いろいろなことがあります。町長の答弁にもあったんですが、その地域の自主性ということ、それに対して行政はどういうふうに関わっていくのか、フォローしていくのかということについて、非常に地域では困っていることですので、町長のお考えをお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。南部町でも旧西伯、会見だったときに西部地震によって多くの皆さんにお助けをいただきました。そのときに、たくさんの知見をボランティアの皆さんや、さらには専門家の皆さんから頂戴をいたしました。そういう積み重ねで、経験の積み重ねで、今私たちはこうやって防災に取り組んでいると思います。しかし、時間経過とともに投げておきますとどんどん劣化していきますので、常に新しい情報や訓練は必要だろうと思っています。その

中でも、防災士さんの養成を通じて地域の中にきちんとした防災の知恵、知見というものを残していかなければいけないと思います。いつぞや高校生1人の、バスケット部の高校生だったと思いますが、十数人のアパートの御高齢の方を助けたという話をしました。助ける側に回っていく人たちをどうやって増やしていくのかということだろうと思っています。防災士だとか、それから人と未来ですかね、神戸にある震災の学習施設等もございます。そういうところにしっかりと研修を受けられるような、町としてのシステムや仕掛けを設けて、93集落ですか、あるところがちゃんとした連携を取りながら振興協議会に寄り集まって、さらに高度な、求められる高度な避難に対する知識を得て、訓練を常に行えるような、そういうことを私は考えて、また実践したいと思っています。まずは、防災士の皆さんをできるだけ多く養成して、区長さんや地域の防災に対する困り事相談というんですか、リーダーになっていただく、リーダーを助けていただく、区長さんを助けていく、そんな役目の方を一人でも多くつくっていくことが肝要だろうと、今思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町のフォローの仕方というところをちょっと問題にしていきたいとこんなのですが、今防災士というワードも出てきましたので、39名、去年14名の防災士が誕生したというふうに、非常にこんな厚い防災のマニュアルがありまして、これから試験を受けて70点を取らんと資格がもらえないという結構厳しい資格なんですけども、町がこれに町費を使っても、防災士を増やしていこうと。今、町長がリーダーをつくっていくってことを言われました。つくる段階まで、今進んです。今全員で39人なんですかね、14人をこれに加えるものなんだろうかな。そのことと、この防災士をどういうふうに、防災士を集めて南部町の防災リーダーで防災士の者をつくっていくのか、それぞれの地域の中にももちろんいて、活躍はしてもらいなんですけど、その活用の仕方について教えてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。現在の防災士の現況ですけれども、南部町内、先ほどの14名を含めまして39名となります。町の施策により、令和元年から支援をしております。令和元年は、細部でいいますと、5名、令和2年が14名、それ以前に20名の方はそれぞれ自分の意思といいますか、自分の経験を踏まえて取られた方となります。その中には、町内の在住の方や、あるいは町内に事業所を持つ方がおられます。それぞれの方をもって、今後の方向なんですけども、現在、この39名の方に御案内をしまして、今年度中に南部町防災士会というものを立ち上げたいと考えています。その途中に、8月までに、ひとつ連絡会のようなものを持

ちまして、今後の方向性を含めた話をし、今年度中の立ち上げという方向で進めたいと思います。その際、特に関わっていただきたいことにつきましては、各集落の防災リーダー、区長さんや防災担当の皆さんが様々な活動をされるときに困られますので、その支援ということが非常に重要なところになるかと思います。特に防災訓練の計画であるとか、あるいは先ほど荊尾議員のほうからもありました地区防災計画をつくるための、一つの方向性を、たたき台をつくってもらうとか、あるいは国交省が推進していますマイ・タイムラインというものがあるんですが、マイ・タイムライン、そういったものをつくっていただく。または、今現在、各集落で進めてもらっています支え愛マップ、そういったところに関わっていただくというところで、今後8月を目途に第一段の連絡会を考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 防災士の取組は、郵便局の職員さんが非常に多くの方が資格を持っておられます。鳥取県の防災士会というのもあるんですが、その講師となられる人、郵便局の取組って結構早くから防災士だったり、防災に対する取組をしておられます。南部町にも郵便局幾つかありますけど、やっぱりその職員さん、局長さんはじめ、防災士の資格を持ってる人はたくさんおられますので、やはり町内にお勤め、町内出身の郵便局員さんも含め、そういう方と、実際資格は取ったけど、日本防災士協会という一番大きなところがあって、鳥取県、南部町、中国もあるのかな、何かそういう組織があるんですが、なかなかどういう活動をしていいのかわからない、年会費だけ払うってようなことでは、研修会もありますよ。でも、東京だったり、今のこの時代ちょっと行きにくいので、そういう身近な取組を、防災士をつくるだけではなくて、活用のほうも考えていただきたいと思います。すみません、欲張り過ぎて、あちこち行って訳分からん、いやいや、大丈夫です。

町が、やはりその地区防災計画、支え愛マップだったり、防災リーダーをつくる、地域の自主性というところに任せてるとはとっても、町長、やはりそのフォローといいますか、いわゆる黒子ではないですけど、行政の仕掛けがあったり、さっき言われた九十何集落全部が同じ状況でもありません。それぞれがそれぞれの状況、実態があると思います。支援が必要な方をやっぱり地域の人が支えていくというのがベストですし、そうならないと地域も保てないと思います。行政として、その指導、助言、応援という、黒子になっていく町の職員、防災監、総務課の防災担当だけではとても賄い切れないと思うんですが、その辺のフォローについて町長のお考えをお願いできませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。大変難しいところがあると思います。主人公は地域の皆さんが、防災に対して取り組んでいただかなければ行政が幾ら笛と太鼓でやっても本物にならないわけですね。これはもうずっとこれまでの経験が物語ってます。地域の皆さんが、例えばホース1本持ってやるときに、雄と雌とどっちがどうなのかっていうことを覚えようと思わなければ、これ、実際に絶対、絶対をつけていいほどできないわけですし、そういう訓練をやっている気持ちになっていただかないといけないと思います。西部地震があったすぐ後には、たくさんさんの集落が手を挙げていただきました。そのときに、地域防災計画を、集落の防災計画をつくっていただきましたけれども、多分多くの集落の中で、今それは形骸化してると思います。また一方で、新たな高齢社会にマッチした助け合う計画を組んでおられる助け合いマップを中心に、頑張っておられる集落もありますので、そういうところの事例等も紹介しながら、一つでも多くの集落に、まずは出向いて行って説明するしかないと思っています。その順序も、雨の影響を受ける集落と受けない集落ありますので、また集落の中でも受ける方と受けない方がいますので、そういうところをしっかりと浮き彫りにしながら、誰がどうやって助けるのかだけでも考えていただく、そういう機会をぜひともつくっていきたくと思っています。一つの集落に行政が出向いて助けていくような仕掛けも考えたことありますけれども、なかなかまだ時期尚早だという地域の声もあって、前に一步を進んでいません。考えた末、私も諦めているわけじゃありませんで、ぜひとも地域のお助けができるような仕掛けをできないかどうか。職員の協力もいただきながら、そういう方向も考えていかなきゃいけない、そう思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。私は法勝寺地区の振興協議会に所属してありますが、今度、6月の24日、法勝寺の地域振興協議会では、部の中で防災リーダーの研修をしていこうということで、防災監に連絡が行ってると思いますが、自主的なところで、それぞれの集落の、どういうんですか、状況なり、こういうふうにしたよとかいうことを説明してもらったりして、そういう意識、知識、意識と知識と責任感もあると思います。それを育てていかなければということで、計画をしております。ぜひ町のほうも黒子という格好でも構いませんので、支援のほうをお願いをしたい思います。

さっき防災訓練のことを町長言われたので、私の思いもあるので、ちょっと言いたいと思いますが、6月だったり10月だったり町の防災訓練があります。自主性ということで、町は土の作りをやってねっていうふうに言います。どこの集落が、本当に全部がやってくれたのか、ちょっとそこは集落のほかの行事があってできなかったんですよとか、やっぱりいろんな状況がある

と思います。やはり町が防災訓練をやろうといったら、その、どうだったのかなっていうか、まとめなり集約なりをやっぱりしていけないと、集落の自主性で、あ、やられた、それでよかったというふうに止めてしまうのか、町としてきちっと防災訓練が全町にできたというところ、両方だと思うんですね、もちろん。町長言われたように、自主性でやれというのはそうだと思いますが、フォローという意味からいえば、そこをやっぱりきちっとフォローしていけないと、毎年毎年やっていくところにならないのじゃないかと思うんですが、どう思いますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。防災訓練にはいろいろなものがあると思ってます。私は、初めの3分、初めの3分が命を守る、明暗を分けると思ってます。そのときにこれは危ないと思うか、誰かが助けてくれるのかと思うか、誰かを助けなければならないと思うのか、その辺りのところが防災ではいつも言われることです。最初の3分、最初の3時間、最初の3日間、これはもうとにかく肝だと思っています。その最初の3分でもいいですので、3分であれば集落内でできないはずはないわけです。ただ、防災の重要性と、何をしたらいいのかっていうこと、最初の3分何をするのかっていうことを、皆さんが知識として持つということは大事でして、このためにはしっかりと地域の防災リーダーの皆さんと行政がタッグを組んで、一つ一つ丁寧に説明して回ることが、まずは肝要だろうと思ってます。もちろん振興協議会で今度やられるような、そういうところでも出かけて行って、どうやってこれを広げていけるのかということになろうと思ってます。もう一度いいますと、避難訓練というのは輪っかをつくって、区長さんが先頭に立って、雨の中をかっぱを着ながら逃げるというイメージの防災訓練や、とにかく消防ホースにホースをつなげて水を出すという訓練や、これもとっても大事なことですけれども、命を守るということとは少し違うと思います。まず、命を守るときに自分の家族をどうやって守るのかだとか、隣のおばあちゃんの命は誰が守るのかだとか、そういうことを3分間で少し考えていただくような機会があれば、私はこれは立派な防災訓練になると思いますので、ぜひそういうことを普及していきたいなと思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。分かりました。3日間の食糧の備蓄をしましょう、3分間で命の確保をしましょう、家族、隣近所というふうに進めていくということが大事だということがよく、住民の皆さんにも伝えていきたいというふうに思っております。

避難所について、1ついいですか。この地域防災計画の中にも避難所の指定があります。南部町は22か所、避難所指定がしてあります。この中で、小学校の体育館だったり西伯小学校、法

勝寺中学校、もちろん会見小学校、南部中学校と、それとか体育館が避難所になっている場所がたくさんあります。避難も必ずしも避難所に行くわけではありませんが、避難の仕方っていうのはいっぱいあると思いますが、やはり避難所の快適さっていいですか、避難所の機能アップといえますか、そういうのもやはり平時から備えていく必要があるのではないかと。例えば停電になったときの発電機、蓄電器とか、そういうものを準備していく必要はあるんじゃないかと。今、それぞれの体育館って全て水銀灯っていいですか、ナトリウム灯がついてますけども、これをやはり省電力化、脱炭素もそう、今の時代にLED化にしていくべきではないかと。町内に野球場とか、大きく電灯のあるところもいっぱいあります。少なくとも、そういうLED化も進めていく、防災の観点からですね、あるいはそこに補助金ということもあると思います。どうでしょうか。ちょっと管理してる教育長に聞いてみたいんですが。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。避難所になっておりますいろんな施設、様々ございます。確かに言われるように、避難所になったときに長期化することもございますので、議員が言われるように快適性、それから新型コロナウイルスの感染で以前のようにたくさんの方がいるという状況はなかなか難しい状況を考えると、広範囲な施設が必要になるということがあります。先ほど水銀灯の話がございました。様々災害がある中で、水銀灯、例えば地震なんかになると揺れて落ちたりすると、水銀が落ちるっていうようなこともございます、ナトリウムにしても、様々あります。一方で、確かに今、家庭もそうですが、様々な施設もLED化を進めてはいるところでございますが、施設の、特に体育館とか屋外施設等々の照明になりますと、かなり高額にきつとなるだろうというふうに思います。その辺りは、長寿命化計画等と併せて考えていきたいというふうには思っているところでございます。必要性は、確かにあるというふうには思っているところでございますが、じゃあ、それをすぐに順次替えていくということにはなかなか難しいと思いますが、その辺も検討はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 教育長、やはり今の時代にCO₂とか脱炭素とか省エネとか、やはりもう向かっていく時期だと思います。検討している場合ではない、向かっていきましょう。防災の関係の補助金とか、経済産業省からエネルギーの関係の補助金とか、そういうのもあるようですので、少し研究をしてみて、本当できるところからやっていただけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 勉強していくということについては、確かに補助金もいろいろあると思います。その辺も含めて、町の財政と勘案しながら、言われるように脱炭素に向けて取り組んでいくことは重要だというふうに認識してございます。

○議長（景山 浩君） 3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。ぜひ一步前へお願いをしたいと思います。

次の大きい項目なんですけど、やはり町に対していろいろな団体から要望が上がってくると思います。決して、議員がLED化をしろというふうをお願いをしているわけだけでも、そういうことも含めて、やはり予算というものがあり、行動をする上で、地域振興協議会を通じて、各区長さんからの要望等も上がってきて、今一つのルール化がなされてると思います。やはり住民からの要望、必要性、要望事項の回答を見ると、地区は要望してるんだけど、調査したけれども、その必要性は感じないとか、そういう回答が振興区に対して返っているものもあります。やはりいろいろなケースがあると思うんですが、丁寧に、100%要望したからきちっと全部ができると、もちろんそういうわけではなくて、本当に優先順位があり、調査をしたものが予算化され、実行になっていくということになってくると思うんですが、町としての、今動いているルール、また緊急性のものもありますよね。そういうことにどういうふうに対応していただけるか、お聞きしていいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。緊急性のものにどう対応していくかということでございますけども、町長答弁の中であつたとおり、行政要望の取りまとめというところでは、区長さんを通じて協議会のほうで確認をしながら、各課でそれぞれの対応を書くというものでございますけども、議員御質問の緊急性っていうところの緊急の度合い、駆け込んで来られてここがこんな大きな陥没になつとうよとかいうことになれば、すぐさま対応せないけんというものもあれば、まだ見た状況で、これはもう少し時間を取らせてもらうだとかっていうところを各課の中での判断で、担当の判断で対応させているというのが今の実情でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） 昨日、三鴨議員が空き家対策のところでいろいろ質問がありました。住民の皆さんが困ってることがたくさんあるわけです。ただ、空き家の場合と、それと公共施設だったり今、個人の財産のところを町にどうかしろって言ってもなかなか難しい、三鴨議員も言われたとおりだと思うんですが、町の責任でできるところは、できないかという緊急のところも含めて、早めに返答をいただきたいなと。やはり定期的なところはもちろんいいです

よ、そういう余裕があるところは。ただ、緊急っていうか、非常に今困ってるんですっていうところに対して、その辺の対応は課長、どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。先ほど議員が言われた緊急の度合いの状況や案件や内容によって、行政が対応できるものできないものっていうところがあります。ただ、命に関わったりであったり、そういった部分に対しては行政を通じてどこかの関連団体であったり近所の人であったり、そういったところに速やかに呼びかけであったりっていうところでは対応しなければいけないという具合には考えています。緊急の度合いで、何でもかんでも行政だっていうところではなくて、行政を通じて連携しながらでも対応できるところは大きく関わっていかねばならないという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 町ができる部分もあります。ただ、町ができない部分、例えば公安委員会に頼まないけんとか、県の管理だったり国の管理だったりっていう、そうすると、国道のものを町がするわけにはなりませんので、町はそこにつないでいかなければいけません。非常にそこが時間がかかる、公安委員会の交通安全のものとかいうものだけじゃないですよ。そういうふうにつないだときの町の対応って非常に困るっていうか、大変だと思うんですが、そうはどいうふうに対応されますか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。確かに県だとか国だとかっていう上部団体につないで、なかなかそこが対応できないというところは現在としてもあります。その状況を、やはり要望してこられた集落であったり個人の方々に、こういう具合につないでるんだけど、こういった状況でまだ対応ができてないよっていうようなところを、少しきめ細かな対応で教えてあげるといっても非常に重要になってくると思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） その連絡を取ってほしいということですね。そこが時間がかかる、遅い、連絡をしてほしい。例えば最後に青線、赤線のことをちょっと、国から今、市町村に下ってきました、管理がですね。町長の答弁にあったように、財産管理の部分、それから維持管理という部分があります。集落は青線だったんですけど、青線が走ってて、水路の横に一緒に走ります。ただ、ちょっと、どういふんですか、管理しづらい、ふだん草刈りがしづらいところがちょっとあって、それで地目を調べたら青線だったと、そういうものに対して、さっき町長はもち

ろん使っている住民が自主的に草刈りをしたり管理しなさいっていうふうに、基本そういうふうになってると思います。ただ、例外的に、その青線だけ手つかずで草が残っていると、それはどうでしょうか。法定公共物、町の管理ですよ、町が当然その管理、地域がしない場合だよ、自主的にやっとる場合はいいんですけど、そこに町の責任、町の管理っていうことが出てくるんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。法定外公共物、法定外公共物です。法律に基づかない公共物というのが存在して、それが明治政府以前からの赤線であったり青線であったり、地域の皆さんが伝統的にみんなで使う里道であったり、それから水路であったり。さらにはそれを改良して、昭和30年代、40年代にかけて改良区が事業として管理をしています水路、道路があります。これは、改良区が管理をする場所です。間接的に法定外公共物になってるものもありますけれども、改良区が管理をし続けなければならないもの、それから地域が集落として、里道としてまたは青線として管理せないけんもんというのがあると思っています。第一義的に、行政がその土地を草刈りをしたり管理をすることはない、こう思っています。その状況によって、私の今言ってることが、これはおかしいんじゃないかっていうのが出てくるかもしれませんけど、第一義的に。基本的にそういうことはないと思っています。それは伝統的に地域の皆さんが管理をする必要があるという考えの中で、みんなが使うから管理をするという必要があるということで残してるものですので、管理をする必要はないというものになれば、それは南部町としての所有権も近隣の人にお渡ししたり、町としての管理を放棄する必要もあるという具合までも思います。これ、もともと国が管理してたの、自主的な管理は自分たちでできない、将来的な紛争が元になるからということが原因だという具合に聞いております。地域のことは地域でという地方分権のその考え方の究極は、地域の中で本当にそれは要るのか要らないのか、これ一体誰が管理するべきものなのか。本当にお困りのことがありましたら、具体的なその場所に、建設課になるかもしれませんし、総務課になるかもしれませんけれども、御案内いただいて、誰も管理せんだがんというところも含めながら、事情を相談いただきたいなと思っています。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 集落の区長さんから困ってるんだということを聞きました、今、私が言った青線の管理について。町にも、法務局で地番を調べたら地番がないから青線だというふうに言われたっていうことで、さっき町長言われた、でも、管理責任、土地の維持管理という国から町に移譲されたわけですから、誰も管理しなかったら町がほっとく、町も財産放棄してし

まうみたいな話じゃなくて、せないけんじゃないですかね。誰もせんようになったら困るじゃない。町の管理の分じゃないかっていうふうに思って言ってるんですけど、どうでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 現場を見ずに乱暴な話をするようで大変恐縮なんですけれども、全く管理をしない青線、赤線、法定外公共物というのはないと思っています。誰かが使う、誰かの用に供するからそのようになってると思っています。もし本当にそういうことであって、もし水路であれば、例えば何があるかね、準用河川であるだとか、法的な根拠をつくって、そこを町が管理をする責任を明らかにしなくてはいけないと思っています。ただ単に、地方分権一括法で財産上の管理の主体として町は確かに譲り受けましたけれども、それは管理を前提としたものではないという具合に考えています。現場の中で、たくさんのそういう水路、赤線、青線があると思いますし、山林に囲まれたところや、それから田んぼに囲まれたところ、いろんな条件があると思いますので、ここに管理するもんがおらんだがんというような具体的な例がありましたら、また建設課や総務課等に御相談いただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） すみません、架空で言ってるわけではなくて、この集落なり場所には言いたいんですけど、ここではちょっと言いませんので、また後ほど。ただ、建設課は知ってると思います。住民の人が来て、相談受けてますから。

○議長（景山 浩君） 残り 1 分になりました。まとめに入ってください。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） というように、非常に今までは集落の自治だったり連絡だったり、これは防災も一緒なことなんですけども、集落の、やっぱり地域のつながり、要支援者の人を助けるとか、そういうことをやはり、防災リーダーに限らず、区長に限らず、その集落の中をやっぱりまとめて、皆さんを引っ張っていく人っていうのは大事だと思います。行政に対する要望も、ここは何とかしてもらおうとか、河川の掘削も県に言えば、今大分、本当にきれいに河川の掘削もしてもらっております。そういうところをきちっと要望が上がったら、行政も応えていってくれるという、もちろん何でもかんでもじゃないですよ、調査をした上だと思いますが、そういうふうに防災も、それから、昨日、三鴨議員が言われた空き家対策も、それから、長束議員が言われたデジタル推進課も一緒だと思います。町長、私の一般質問はそういうことなんですけど、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。荊尾議員の思いと熱意だけはよく分かりました。現場もきち

んと確認させ、建設課のほうからも、どういうことだったのか、私が直接聞きたいと思ってます。
ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をします。再開は10時35分といたします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

1番、埴田光雄君の質問を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。議長よりお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、里地里山の保全、活用についてです。南部町が重要里地里山500選に選ばれたのは平成29年でした。全国で7市町村、西日本では唯一の全町域指定です。大変名誉なことであり、町内外に広くアピールすることです。しかしながら、選定されたという認識を持たれている町民がどれくらいおられるのでしょうか。また、認定されたことによってどのようなことが得られるのかを再度町内外に認識してもらい、これからの南部町にとって必要なこととして、保全活用法などを考える必要があると思います質問いたします。

まず、1つ目ですが、重要里地里山に選定された理由は何か。また、里地里山とは何かをお伺いします。

2つ、選定されてから今日に至るまでどのような支援をされてきたのか。また、反応があったのか。

3つ、二酸化炭素排出ゼロ推進事業で、家庭用発電設備等導入推進補助金の対象は何かをお伺いします。

4つ、里地里山の資源の今後の保全と活用の考えはあるかをお伺いします。

次に、AED設置についてです。公共施設や体育館、学校や地域振興協議会事務所等には設置してありますが、仮に各集落で事故等が発生した場合に、設置されたAEDを利活用することは困難です。また、特に救急車両等が到着するまで時間がかかる地域では、1分でも早い処置が必要なときに集落内にAEDがあれば生存率が上がると思われます。住民の命を守る一つの手段と

して、各集落の公民館等に設置の意向を問います。

1つ、設置についての条件はあるのか。

2つ、町内の病院以外、診療所等も含めますが、以外にあるAEDの使用状況を把握されているのかどうかお伺いします。

3つ、各集落への設置の考えはあるのかお伺いします。

以上、壇上よりお伺いしますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 埴田議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、重要里地里山に選定された理由は何か。また、里地里山とは何かという御質問にお答えをいたします。環境省は平成27年12月18日に全国の重要な里地里山500選を発表しました。これは平成24年度に閣議決定された生物多様性国家戦略において重点的に取り組むべき施策の一つとして里地里山の保全活動の推進が上げられたことから、環境省において13名の有識者を構成員とする会議を設置して取り組んでこられたものでございます。この選定基準は3項目あり、1つ目が、多様で優れた二次的自然環境を有する。2つ目が、里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する。3つ目が、生態系ネットワークの形成に寄与するとありますが、南部町はその全ての基準に該当しております。選定理由としては、川沿いの平地部、丘陵地、町の南側の山地を除いた山林等において、農林業を通じた農村環境の保全が全面的になされていることから、町全域の里地里山を対象とする。律令国家以前から豊かな文化が栄えた場所であり、農地やため池、里山雑木林、特定植物群落の社叢林などによってモザイク状の土地利用が維持されており、町の鳥であるブッポウソウをはじめ、里地里山に特徴的な種が数多く見られる。また、豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカ、サシバの生息も確認されていると選定理由の記載がされています。また、里地里山とは、原生的な自然と都会との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原など構成される地域ですと環境省のホームページに記載されているところでございます。

選定されてから今日に至るまでどのような支援をされてきたのか。また、反応があったのかという御質問についてお答えをいたします。支援の状況でございますが、重要里地里山の選定項目の保全活用状況の内容では、少子高齢化、農業従事者の減などの課題により耕作放棄地の発生などの問題は若干見受けられるものの、各種補助制度を活用し、地域で農地等を守っている状況が見受けられると記載され、活動主体に各集落における中山間地直接支払い及び多面的機能支払い活動組織が上げられており、継続的な取組と支援が評価されたと理解をしております。そのほか、

町の取組としては、里山の自然やその資源を活用した体験型のイベントを開催し、また、移住定住先として、豊かな自然に囲まれて暮らすことができる南部町をPRしてるところでございます。近年では、町内写真家である廣池昌弘さんのコンテスト入賞や、写真展でもPRになっております。反応としては、少なからず移住やイベント参加につながり、農林業などに伴う様々な人の働きかけを通じて環境が形成、維持されてまいりました。町民の皆さんの農地、山林を保全する取組や、貴重な生態系を発信してこられた方々の活動が評価されたものと考えています。

次に、二酸化炭素排出ゼロ推進事業で家庭用発電設備等導入推進補助金の対象は何かという御質問をいただいております。環境問題の重要性を考え、地球温暖化対策の一環として、南部町では家庭用の小規模発電設備等の導入補助事業に取り組んでいます。補助事業の内容は、太陽光発電設備をはじめ、蓄電池、太陽熱利用設備、高効率給湯器、まきストーブ導入に対して、定額または補助率を設定し補助するものでございます。令和3年度から、特に自然エネルギーの効果の高い太陽熱、俗に言うサンヒーターのことでございます、と、まきストーブの補助率を引き上げたところでございます。

最後に、里地里山の資源の今後の保全と活用の考えはあるのかとの御質問にお答えいたします。まず、里地里山の資源を保全するためには、里山である森林の整備、管理を進めていく必要があります。木材価格の低迷する中、所有者の森林管理や経営意欲の低下により、所有者が森林に関心を持たないことや、林業に従事する労働力の減少により、管理が行き届かない森林が増えることが課題となっています。このような中、森林組合を中心とした林業事業者が森林所有者へ管理受委託を働きかけ、一帯としての森林管理を行う森林経営計画の策定を進めつつあります。計画の再造林については、間伐等の施業に対し、国庫補助事業の活用が可能になり、林業事業者にとっても、森林所有者にとって安定的な森林経営と森林保全が可能となることから、町として、より一層の計画策定を促進し、町内の森林が林業事業者による管理に移行できるよう支援してまいります。また、令和元年度から交付された森林環境譲与税を財源として、経営計画の対象とならない森林について、町が中心となり、林業事業者を交えた管理を検討していきたいと考えています。

次に、里地の保全ですが、里山と一体となった農地の保全管理を行うことが重要であると考えますが、農業従事者の高齢化や農業経営上の問題から後継者不足が顕著であり、耕作がなされない農地が今後増加していくものと考えられます。このような中、町内の各集落中心として、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の管理はもとより、農道、水路、ため池の管理及び修繕等を行っていただいております、農地の有する多面的な機能が維持されて

いることから、引き続き交付金を活用いただき、地域が一体となった農地等の管理ができるよう支援してまいります。

里地里山の基礎である森林と農地の保全を図ることで、多様な生物が生息する場所の維持や自然の防災機能の維持などの機能面はもとより、自然と人の暮らしが調和する魅力あるまちづくりを進めていくことができると考えており、町全体で里地里山の保全に取り組んでまいります。

次に、A E Dの各集落への設置についての御質問を頂戴しております。

A E Dについてですが、議員がおっしゃるとおり、心室細動の場合、1分でも早い措置があれば命が助かる可能性が高くなることから、A E Dの活用は有用であることは間違いございません。2004年7月から一般の人でもその使用が認められるようになりましたが、その使用については、知識のない方は使用をためらうケースや、A E D使用後は人工呼吸、心臓マッサージを行う必要があるなどを理由に、一般の人の利用が少ない現状がございます。それらの状況を踏まえ、議員の御質問にお答えをいたします。

設置について条件はあるかとの御質問ですが、設置についての条件はございません。A E Dは法律における設置義務はなく、人が多数来る場所の設備責任者への推奨となっております。

次に、町内の病院以外にあるA E Dの使用状況はどうかについてでございますが、西部消防局に問合せをしたところ、A E Dを使用するに足りる事案で救急搬送された方に対し、一般の方がA E Dを使用された実績は南部町ではないとのことでございました。

次に、各集落への設置の考えはあるのかとの御質問ですが、町のほうで各集落へ設置する考えはございません。A E Dは設置する条件として、誰でも利用できる場所が大前提になります。仮に集落の公民館に設置した場合、通常は施錠されているため、使用に際しては区長さんや集落役員さんに鍵を借りたり、解錠してもらうことが必要であることから、緊急使用には不向きであると考えております。町での設置は考えていませんが、集落の皆さんの話合いの中で設置されることは当然あることであり、その際は地域の安心まちづくり事業補助金が活用できますので、御相談いただければと思います。地域の住民同士が安心安全を考え、支え合っていくことは非常に大切なことでございます。このような救命の分野に限らず、防災、防犯、地域福祉を含め、地域の総合力を高めていただくことには支援を惜しみませんので、多くの集落で話合いの機会を持っていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 埴田光雄君の再質問を許します。

1 番、埴田光雄君。

○議員（１番 埴田 光雄君） ありがとうございます。

そうしますと、１つずつというか、まとめたの質問があるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず最初に、里地里山とは何かですが、先ほど町長の答弁でおっしゃられたことがそうだと思うんですが、もう少し砕けたというか、分かりやすく言っていただくと理解が進むと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。里地里山は、真逆は、深山、深い山でございます。

先ほど申しましたように、南部町の南側の一部を除いて、山林部分を除いて、非常に人間と自然環境が関係をしてる、いわゆる、常に人が生活のために手を入れてる二次林というものでございますけども、手を入れた形跡がある。さらに農地、山から水を引いて、川に流れるその水を使いながら、水田を耕し、農地を形成してたという、1,300年にも及ぶ歴史の跡がそこに伺える、そういうことが評価をされて、南部町全域を里地里山という具合に環境省が評価したものと、このように考えています。

○議長（景山 浩君） １番、埴田光雄君。

○議員（１番 埴田 光雄君） 私もそのような認識を持って、人が手を加えるということで里山、また里地、最近では里海とかいう言葉もちょうど聞かれます。やはり人が入る、農地はもちろんですけど、山にもやはり人が入って整備をしなければ、山というものも死んでしまうものだと思います。先ほどの答弁にもありましたけど、今この現状で山に人が入らないというのは、やはりそういった材木の価値の下落もありますし、生活様式が大きく変わったことも一因だと思います。今の時代、また脱炭素とか、SDGsというものが注目を浴びるといって、そういう世界にしていこうと全世界が動いてると思います。その中で、南部町も6種類の自然エネルギー等の活用を入れて、それに対しての補助されているということで、使用状況ははっきり、私も今把握はできないんですが、杓、ほぼほぼ多分埋まってるほど活用はされているという認識は持っています。

私が特にこの中で注目するのが、まきストーブのことです。仕事柄ということもありますが、まきストーブは設置をただけでは何の用途というか、活用法はありません。インテリアとして設置したいという方はそれでいいかもしれませんが、やはりまきをくべて暖を取る、料理を作るとか、そういうことをしないと本来の目的はなさないと思っています。その中で、ここ半年ちょっと前ぐらいに南部町でもまきストーブの販売業者ができました。まだ半年、8か月ぐらいだと

思うんですが、その間に南部町で設置をされたのが3件ぐらいあるということで、今後もまだ伸びそうだということです。もちろん南部町だけではなく、お隣の伯耆町とか米子とか、西部地区でいけばもっとの数のまきストーブが出ているというような状況ではあります。しかしながら、その燃料となるまきというものを確保することが非常に困難だというお声をよく聞きます。本当に50年、60年、70年前、たった70年前なんですが、この頃はそれが当たり前だったと思います。山に入って木を切ったり、枝を落したり。その落とした枝を持って帰って暖を取ったり、料理を作ったり、また建築資材に使ったりとしたということで、人が常に山に入って、山が健全な状態と言ったら少し大ざっぱというか、アバウトな言い方かもしれませんが、やはり適度な光が入り、空気が、風が通る。このことによって多種多様な植物、昆虫類の発生、成長につながって、それを元に動植物、人間を含めてですが、いろんな受益を得てという循環として、山、そして農地等を、維持しているという感覚があったのかどうか分からないんですが、生活の一部としてそれが当たり前だった頃が、たかだか本当に五、六十年ぐらい前だと思われます。逆に言いますと、この五、六十年で山が死んでいってる、一つの例ではないんですが、山が形成されるのに一つの単位ですが、100年という単位ごとで山というのは成長していくそうです。材木のほうもそうですが、杉とかヒノキ、これが価値が出るというのもやはり100年からというのが一つの目安になっております。

今、ウッドショックという言葉、まだ一般的には広まってはいませんが、外国から入ってくる輸入材が、これが今、入りにくくなっています。また、価格もかなり高騰しています。その中で、国産材も順々に値が上がってはきて、もう少し高値というか、水準が上がるという見通しは立っています。そうした場合、山主さんとか、そういった業者さんにも利益は行くようになれば、また山の活用等々も出てくると思うんですが、もちろん杉、ヒノキ、松という植林はとても大切なことなんですが、いわゆる、まきになるような雑木といいますか、クヌギとか、こちらもやはり整備のほうしていかないと大きくもならないですし、数も増えないということがあるんですが、例えばこちら、こちらというか、そういった雑木に対して何か施策というか、補助というか、支援というか、そういったものは現在、南部町にはあるのかどうかをお聞きします。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。間伐に関しましては、搬出に関する補助とか、そういうものがありますけれども、すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんで、ですけども、間伐に関するものはあるというふうには認識しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埴田光雄君。

○議員（１番 埴田 光雄君） では、植林とかそういうことに関して、苗の購入補助とか、そういうものはありますか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。町長答弁にもありましたけれども、いわゆる施業ですね、間伐、それから保育、植栽等に関して、補助事業というのは活用が可能になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） １番、埴田光雄君。

○議員（１番 埴田 光雄君） ちなみに、これはある程度の規模というか、条件がもちろんあると思うんですが、例えば業者、森林組合さんとか、林業関係者のみしか使えないのか、例えば自分ところの山、杉を切ってクヌギを植える、そういうことに関して、そういった補助金等々を使うことが可能なんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。すみません、ちょっとその辺りの、今資料を持ち合わせておりませんで、申し訳ありません。ちょっと今分からないという、大変申し訳ありません。

○議長（景山 浩君） １番、埴田光雄君。

○議員（１番 埴田 光雄君） ありがとうございますと言っていいのかどうか分からないんですが、そうですね、私も調べてないので大きくかみつくことができないんですが、まきというか、クヌギ等々、まきに使える大きさになるまで、大体２０年から３０年で使えるという一つの基準があります。先ほども言いましたが、杉やヒノキ、これ１００年待たないとできない、約３分の１でサイクルとして活用ができるものとなっております。やはり、まきだけではないんですが、シイタケの生木、ほだ木ですよね、そういうのにも活用ができると思います。それが二、三十年でサイクルができるということになれば、持続可能な事業になるのかなと思いますし、また、山が、下刈りとか枝刈り、枝打ちとかっていうことで、また人が山に入れば、山の生態系が、恐らく１００年にかかると思うんですが、また戻って行って、いわゆる里山というのがより明確になってくると思います。残念なことに、私が、里山なのかなっていう疑問はすごく思っていて、大体南部町では７５％ぐらいが山林というか、山地です。その中の約半分が人工林だと私は記憶しております。残りの半分は、いわゆる雑木林というか、奥部になってはくるんですが、雑木も２０年で一サイクルっていう、一つの目安はあるんですが、やはりこれも人が手を加えなければ、いいまき材料等にはならないと思います。まきを作ってる、販売をしている業者っていうのを軽く調べてはみたんですが、この西部地区でまきを専門に販売しているっていうのは、恐ら

く1社か2社か、その程度だと思います。その他にもありますが、町内にももちろんあるんですが、顧客の中で回している、新規のお客さんを受け付けることができないというような状況のようです。まきストーブに特化して話してしまうんですが、年間、ワンシーズンたくのに、まきの総数として一つの目安ですが、4トンのまきが必要だということです。ホームセンターさんとかで見る機会がこの頃多くなってきていると思います。大体直径25センチぐらいの輪っかの中に入ってますが、あれが大体200から300束ぐらい必要という計算になります。価格のほうも20万が近いような計算にはなります。使う頻度等によって、ここは前後はしますが、ここでちょっと戻りますが、まきストーブ、これだけがランニングコストというか、毎年20万なり数十万なりというお金がかかってきます。まき購入に対して何か補助金というか、補助とか、そういうのは検討はできないでしょうか、というのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まきストーブのよさは多くの皆さんにお聞きしてまし、町内の若者がまきストーブの販売をするということで、私も御挨拶をいただきました。もう2社、3社とそういうことができて、東北のほうに行くと、よくそういうのを見かけますので、ぜひ南部町の中でもそういう御商売がはっこんでできるような社会が生まれるといいなと思ってます。

この議場の中でも、これまでも議論いただきましたように、ミトロキを中心に20ヘクタールぐらいの広葉樹を持っています。これを有効に利用して、町内のまきを使う人や、シイタケのほだ木に使う人や、そういう方々に循環をさせることによって、CO₂の排出抑制、吸着機能であったり、それから、萌芽再生、切った木が60年を過ぎますと自然萌芽しなくなりますので、早い時期に萌芽再生を促して、さらに木の循環を保つ、こういうことも議場の中で議論をされてきました。このところ少しまき割り会の開催が少し滞っておりますけれども、少しコロナが落ち着きましたら、またミトロキの地域で、まき割り会、ランバージャックス等に協力を依頼して、まき割り会等を通じながら、そういうことを進めていきたいと思ってます。

また、南さいはくの振興協議会では、まき割り機を購入なさっておって、そこでまきの販売等も考えておられますし、それから、入蔵、いくらの郷等もまきの販売をし、オートキャンプ場のほうのまきの需要に応じておられます。いろいろなところで、まきを中心にしながら、商売とまではいかないまでも、利用されていることが見受けられます。今の段階は、まきの補助の御意見でございますけれども、まずはまきを使われるわけですから、その方々がストーブを運営するのはどのぐらいのまきが要るのか、それから、自分でまず、何ていうんですか、おのを持って、

ランバージャックスでも一緒に入っていて、自分の空いた時間の中でまきを割るということにも、これは意義があるんじゃないかと思ってます。もちろん御商売等で大量のまきを使って、トラック等で購入されるという事例もあるかもしれません。これは当然、商売やられるわけですからいいんでしょうけども、各家庭の中でやられるのであれば、御自分がお持ちの山を使ったり、もしそういう場所がないようであれば、そういう、先ほど言いました、ミトロキであったり、隣近所の方が投げっ放しにしてしまってるけれども、あの木を何とかできないだろうかというような要望を考えれば、地域の山の中がもう少しきれいになりますし、今日の経済新聞の「春秋」というコラム欄にもそのようなことが書いてありました。今、森林や環境に対して目を向ける若者が非常に多くなってきてる。その人たちが自分の空いた時間に地域の山に入り木を伐採する、たしか梅の木の話だったと思いますけども、梅が無造作に野放しになって、ただ実が落ちるだけになってるのをみんなで協力し合いながら、その梅を収穫し、地域の環境整備、そういう機運がいろいろなところで出てきています。環境に対する思いが今の若い方たちは強くお持ちだと思いますので、ぜひその皆さんと一緒に汗をかきながら、また楽しみながら地域の環境を守っていったり、話し合っていくということが、まず原点じゃないかと思ってます。その延長線上に御商売をされる中で、今のところ、消耗品ではなくて、製品に皆さんに使っていただける環境をつくることによって消費を拡大し、生産する人たちが商売として、まき売って飯が食えるところまでいかなくても、副業としてなりわいが立つぐらいのところまで、それを応援していくような仕掛けというのは必要ではないかなと思ってるところでございます。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前１１時１０分休憩

.....

午前１１時１１分再開

○議長（景山 浩君） 休憩終わります。

１番、埴田光雄君。

○議員（１番 埴田 光雄君） ありがとうございます。私も、先ほど町長が言われたとおりだと思います。自分でやれば一番いいことです。たしかおので割る、割りたい人っておられるんです。私のところにも来て、まきが欲しいんだけど、まきを割ってみたいっていう奇特な方がおられまして、輪切りにしまして、１０個ほど輪切りにしてお渡ししました。２個やってやめられましたが、確かに大変なことだと思います。ただ、今、電気が来るとかガスがある、暖が取れるっていう文明の利器といいましょうか、その進化に対してはすごくありがたみを感じるのだと思います。

すし、また、そうやって自分で作業されて使うものっていうのは、まきに限らずだと思うんですが、全てのものに愛着を持って接することができると思います。やはり山、もちろん山がきれいになれば、里地というか、農地のほうにもきれいな水が行き、またそれが海に行って、おいしい魚が捕れるとかいう、本当に地球規模の循環の事業になる重要なことだと思っております。ですので、何とか山のほうに注目を浴びるような仕掛けというのも、町のほうでも何かしていただけたら、これから先の南部町、移住してこられた方も、やはり自然がいいから来たとか、農業というか、畑がしたいから来ましたというお声も聞きます。その中には、やはりまきストーブっていうのが小さい頃からの憧れだと。田舎に来たんだからしてみたい、設置してみたいっていう方もおられます。そういった中で、やっぱり外から来られた方は、もちろん山はありませんし、なかなかコミュニティ、コミュニケーションで、あそこの山に行ったらいいよとかっていうのも、なかなかすぐすぐにはできないと思います。先ほど言われたミトロキの町有林ですかね、町有地のほうで活動なりをするというのも一つの手かもしれません。ただ、やはりなかなかそういった情報は少ないのかもしれない。コミュニティの中で、そういったお話ができればよろしいんですが、残念なことに、農地というか、米作というか、そちらと同じかもしれませんが、今、山に入って何するだというような、ちょっと悲しい流れになってきていると思います。商売とすると、すごく難しいことだと思いますが、生活をする、生きていくっていうことを考えると、それほど損なことでもないですし、大規模からではなく、小規模からでもいいんですが、始めやすいと思います。ですので、大きな規模の農地とか山とかの仕事ではなく、小規模な、そういったものに対しても町としても、難しいとは思いますが、ちょっと目を向けていただいて、そういった施策等々、広報も含めてですが、していただけたらと思います。里地里山、ちょっと自分の得意分野なんで、話し出すと止まらなくなりますので、次のAEDについてです。

これはもう、1から3までありますが、端的に言いまして、これは設置してほしいという思いです。確かに町長言われるように、施錠がしてあったりとかっていうのはありますが、ちなみにですが、町内の施設全てを、私も資料下さいということは言ってなかったのですが、全てとは言いませんが、大体何施設ぐらい設置してあるかっていうのは、ここで答えていただくことは可能でしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。現在の町内の各施設にありますAEDの数ですが、33施設にAEDが設置をしてございます。それぞれ警備会社、ALSOKさんであったり、あるいはセコムさんの管理の下、AED運用しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） ありがとうございます。AL S O K さん、そういった警備会社等々に依頼するというか、の設置ということは、恐らく管理費というか、何かそういった契約的なお金が発生するんじゃないかなと、ちょっと邪推をしますが、やはり A E D、使わなければ使わなくて過ごすことが一番だと思います。いわゆる一つの保険ですよ、これがあるとないのでは、やっぱり使うというか、使ってみようかという意識の問題になるかもしれませんが、そういうところにもつながってくるのかとも思います。恐らくこの間できたキナルなんぶさんにも設置はしてあると思うんですが、行くとは思いますが、じゃあ、何かあったときに A E D を使えるのかな、自分だったらちょっと怖くて使えないんじゃないかなってという思いがあります。恐らくそれは、身近にないという意識があるからかなとは思っております。これが例えば各集落の公民館とか集会所にあって、常に目がつくところにあるということになると、もし何かあったとき、これどうやって使うんだらうって意識がまた高まる。先ほども荊尾議員の質問にもありましたが、やはり使い方の勉強も含めてですが、あるという安心感と、一分一秒でも何かをしたいという住民の方の思いがあれば、いわゆる災害についての推進ではないですが、意識の向上にもつながるかなと思い質問させていただいたんですが、やはり駄目でしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私も消防で講習を受けたことがありますし、皆さんの中にもたくさん講習を受けられたことがあると思います。1 回講習すると、何ていうんですか、パッドのところの、これ消耗品ですので、これはもう交換しなくちゃいけないというようなことがあって、そのまま投げとくと使えないというようなことがありますので、町の場合にはリース方式を使っています。地域の中で安全のために除細動器があったほうがいいということであれば、ぜひ補助制度もありますので、集落に対する補助制度がありますので、それを有効に利用していただきたいと思います。ただ、そのときに大事なのは、やはり除細動器の使い方であったり、それから、ふだんの管理をどうするのか、誰でも使えるような形態にするのかどうか、それから、これは除細動器を使う使わないは別にしても、救急車を呼んだ間は、やはり心臓マッサージであったり、人工呼吸であったり、こういう補助的な救命救急はやはり必要だと思います。誰かが何とかしないといけないわけですから、そういうことも含めて、西部広域の消防隊が、御依頼がありましたら来るように、来て講習をするようになっていますので、まずはぜひ、そういう講習も一緒に、百歳体操やいきいきサロンや、そういう地域の中の取組の中で、あっ、こういうものかというものを一度御体験いただいて、集落の中で必要性を御確認いただきたいなと思います。よ

ろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） ありがとうございます。そうですね、確かに使い方が分からないから怖いということがあると思います。どこに頼めばいいのか、例えば A E D の設置について相談をしたいっていうときは、すみません、私も分かりませんが、どこの課にまず御相談をすればいいのかをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。設置の要望等ありましたら、総務課である防災のほうに一度相談していただきまして、その後、必要な補助金等検討させていただいて、設置するという流れで調整していただければ結構かと思えます。以上です。

○議長（景山 浩君） 1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） ありがとうございます。そうですね、確かに全集落に置いていただくというのが一番理想ではあるんですが、町長も言われたとおり各集落でこういった話が出るだけでも、また防災や救命についての意識の向上にはつながると思います。各集落で必要があるなという話をさせていただいて、その上で総務課、また防災監、防災監でよろしいんでしょうか、等に相談に行っていたらいいのかなとは思います。

ちょっと私も最後、よく分からなくなってきましたが、少々早いですが、以上で質問終わりたいと思います。

○議長（景山 浩君） 以上で、1 番、埴田光雄君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩に入ります。再開は午後 1 時からでお願いします。

午前 11 時 23 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、9 番、仲田司朗君の質問を許します。

9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 9 番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり 2 点について質問させていただきます。

まず 1 つは、移住定住対策の拡充についてであります。全国的に移住定住対策が行われており

ます。南部町では移住定住の促進するための支援制度として、空き家を利用した住まいの提供や子育て世帯等応援定住支援制度等がありますが、このコロナ禍の中で大都市圏に住んでいる方が田舎に移住定住しようとする方が増えていると言われています。そこで、今以上に移住定住対策を拡充していただきたいと思い、質問するものでございます。

1つ、今までの移住定住していただいた方の5か年間の動向、世代、世帯人数も含めて教えていただきたいと思います。

2番目、移住定住された方で、今課題となっているものは何でしょうか。移住定住者の側から見た意見はどうでしょうか、あるいは行政側からの課題はどうでしょうか、教えていただきたいと思います。

3番目、移住定住者の方は南部町でも仕事ができることがあるから移住されたと思いますが、南部町に移住されてから、このコロナ禍の中で就業状況についてはどうされているのかお伺いするものでございます。

4番目、移住者あるいは定住者の門戸を広げる一つの案としまして、これは私の私案でございますが、独り親家庭の移住支援や個人所有の空き家だけでなく、空き家になっている町営住宅を利用したりして、移住希望者を募集してはどうかということでございます。

この以上、4項目についてお伺いするものでございます。

続きまして、小規模農家の農業支援策についてでございます。昔は日本の就業人口で一番多いのが農業であったかと思います。今一番大きい問題というのは農業就業人口の減少ではないでしょうか。1975年の農業就業人口は約790万人で、65歳未満の人口が79%ほどです。しかし、2008年になると就業人口は約300万人弱となり、65歳未満は40%となっているという報告がございます。これは農業用地でも同じことですが、ピーク時には約610万ヘクタールだったものが、2008年にはおよそ76%となり、約460万ヘクタールまで減ってしまい、耕作放棄地が増加しているのが現状です。農業の担い手になる若い人の不足や農作業放棄地が回復することが課題となっています。そこで、国、県を挙げて農地の集団化や法人組織の育成がなされていますが、その仲間に入らず、あるいは農業経営をされている方もおると思います。そこで、質問させていただきます。

1つ、集団化や法人化された町内の農地面積と非加入面積についてお伺いします。

2番目、小規模農家、これは集落営農組織とか法人化されていない農家のことでございますが、農機具が高額でなかなか購入できないという現状がございます。また、後継者がいないというために、新しい高額な農機具購入をためらうというのが今の現状だと思います。町としては、この間

題をどう認識して、どう対応しているのかお伺いするものでございます。

3 番目、最後になりますが、小規模農家の機械購入に助成制度ができないのかというものでございます。

以上、3 項目についてお伺いするものでございます。

壇上からはこの質問をさせていただき、回答をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、移住定住の対策についての御質問を頂戴しております。

最初に、今まで移住定住していただいた方の5か年の動向、年代、世帯人員も含め、このことについて教えていただきたい、この件からお答えしてまいります。この御質問には資料提供して、年度別実績を配付しておりますので、御確認をお願いいたします。まず、南部町へ移住定住された方の全体については把握できておりませんので、NPO法人なんぶ里山デザイン機構が行う空き家物件の入居者数での回答とさせていただきます。南部町が行ってきた生涯活躍のまちを中心としてきた移住定住施策は、一般的な日本版C C R Cとは異なり、アクティブシニアだけではなく、幅広い層を対象としたものでございました。その効果もあり、別添資料にもありますとおり、平成28年度から令和2年度までの空き家を活用した入居者は、延べ38世帯、109人となっています。このうち40代までの子育て世帯が約90%、34世帯を占めております。

次に、移住定住された方で、今課題となっているのは何か、移住者の意見はどうか、行政の課題はどうかについてお答えをいたします。移住していただいた方からは、実際に移り住んでみると、想像していた住まいの環境に少なからずギャップがあるとの声を耳にします。例えば家の中や外で遭遇する様々な虫への対処の方法や、住まいの小まめな掃除や庭の草への対処、湿気対策や、広い敷地の家の場合は住まいの管理が想像以上に大変だったという声があります。そのような課題の対応や解決について、移住定住コーディネーターや地域の方々によりフォローをしていただいて、相談などにも乗ってもらってるところでございます。行政の課題としましては、現在も入居待ちが31世帯あるように、需給ギャップを埋められていないこと、所有者に貸出しの意向があっても、大き過ぎることや老朽化が進んでいることなど、賃貸物件として取り扱うことが難しいことが上げられています。このような課題を解決すべく、固定資産税納税通知書の発送時に、所有者へのアンケート調査の実施や、都市部の大学と連携した既存のスキームでは活用が困難だった物件の新たな活用方法の検討を行っているところでございます。

次に、移住定住者の就業についてはどうされているのかについてですが、移住に当たっては、

仕事をどうするかということは大きなウェートを占めます。町となんぶ里山デザイン機構及び米子公共職業安定所はさらなる連携を行うために、平成31年1月に業務提携に関する合意を結び、独自の就職相談会や無料職業紹介事業を行っています。移住者でフルタイムや正規雇用を希望される方については事前に相談されて、移住前に就職先を決めておられます。受ける相談の大半は、パートタイム勤務を希望される方です。平成28年度から令和2年度までの空き家物件入居者からの相談件数は11件であり、このうち7件が採用となりました。

次に、空き家になっている町営住宅を利用して移住希望者を募集してはどうかとの質問にお答えしてまいります。令和2年度に南部町公営住宅等長寿命化計画及び住生活基本計画を策定したところでございます。ここで令和12年度までの町営住宅の必要戸数を推計したところ、将来的に必要な町営住宅の戸数は減少していくといった結果になりました。あわせて、町営住宅は昭和年代に建築されたものが多く、今後さらに老朽化が進んでいくことから、町営住宅の戸数は今後縮小させていくことが必要となってまいります。現在の町営住宅の空き家は、大半が昭和年代に整備されたものであり、将来的な廃止に向けて、既に募集を停止してる状況で、その他の住戸は策定した長寿命化計画により適切な維持、管理によって長期間の活用を図っていくこととしています。町営住宅は越敷野団地、メゾン福成のように、政策によって整備した住宅を除き、国の公営住宅法にのっとり、低所得かつ住宅に困窮されている方への住居提供を目的に整備されているため、入居される方に所得額の制限や世帯状況の申告など制限が課せられます。移住世帯の入居は公営住宅の目的外使用に当たり、目的外使用は公営住宅本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で使用されることができると定義されています。県下では、県営住宅で小規模多機能型居宅介護事業所、学生向けシェアハウス、小学生向け学習支援と食事提供の取組が行われているところでございますが、これらの取組では、団地内の高齢者、障がい者、子育て支援世帯等の生活相談や見守りや地域活動への参加、使用期限の制限等の許可条件が付されていて、目的外使用を行う施設または世帯が団地内のコミュニティーの維持、活性化の役割を担うものとされています。町営住宅で同様に目的外使用を行う場合は、同様に入居者へ一定の役割を付す必要があること、本来の公営住宅入居者の必要戸数の確保という観点から、現時点で移住定住に町営住宅を活用するという段階ではないと考えてるところでございます。今後の町営住宅の目的外使用については、入居募集状況や近隣事例を参考にしながら検討を進め、移住定住者の住居については、民間賃貸入居に対する支援、空き家一括借り上げ事業の推進、民間住宅開発の支援等を行うなど、引き続き支援を行ってまいります。

次に、小規模農家の農業支援策について御質問頂戴いたしました。

初めに、集団化や法人化された農地面積の状況についてでございますが、令和３年２月に改定いたしました南部町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想では、法人を含む認定農業者や集落営農組織、これはいわゆる担い手のことを指しますが、集積する農用地、田んぼが約３３０ヘクタールとなっています。２０２０年農林業センサスにおいて、本町の田の耕地面積は７００.７ヘクタールということですので、全体の約４７％を法人等の担い手が利用しているという状況でございます。全体からこれを差し引きますと、担い手に集積されていない面積は３７０ヘクタールということになります。

次に、小規模農家における農機具購入、更新が高額でできない問題の認識と、機械購入助成制度について、併せてお答えをいたします。国、県において、現状ではいわゆる担い手に対する補助事業しかございません。ただ、梨、柿やネギなど、一部の果樹や野菜については、一定の要件、これは経営計画の作成などを伴いますが、こういう要件が整えばございます。県単独の補助事業が活用できることとなります。また、本町の単独事業としては、稲作以外の生産基盤に対する汗かく農業者支援事業により予算の範囲内で補助をさせていただいてるところでございます。小規模農家に対する事業は決して多くありませんが、現行制度の活用を御検討いただければと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君の再質問を許します。

９番、仲田司朗君。

○議員（９番 仲田 司朗君） 答弁ありがとうございました。

では、移住定住のほうから再質問させていただきたいと思いますが、先ほど町長の答弁の中で、ちょっと私のほうが提案させていただいた、門戸を一つ開けていただきたいということで、独り親家庭の移住支援ということがあったんですけれども、これについては特別にはそういう考えはないということなのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。独り親の移住の支援ということですが、移住される方には、今現在の支援の、定住促進の支援を使っただきながら呼びかけを行っているところです。より家庭の環境が個別具体的で、そういった方々への移住というところでの支援策というのは現在のところは用意はしてないんですけれども、今年度、企画政策課のほうでは、今まで転出、転入のアンケートであったり、それから毎月、町民生活課が人口動態の調査などをやっているものを、今さらかという声もあるかもしれませんが、全てそこら辺のを集計して分析

を行おうという具合に考えています。あわせて、地方創生のお金の、委託の中でも、近隣の自治体の子育て世帯へ、インターネットの調査などを行いながら、こういった形で南部町へ移住をしたいかというところを戦略策定業務ということで分析を行って、それに基づいた移住の対策というのを考えていきたいという具合に思っています。議員御提案いただいた、独り親に対するというようなところが、そういった分析の中で意見として出てくるようであれば、今後、積極的にそういった検討を進めていきたいという具合には考えています。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） ありがとうございます。なぜこのような話をさせていただくかといいますと、今、冒頭にも言いましたように、都会地のほうではコロナ禍でなかなか仕事を失って、住むところもきつくなって、そして生活も苦しいというような方が多々出てきているという状況の中で、この移住定住というのを少しのキーとして、そういう方にも来ていただいて、そして南部町で働いていただけるようなシステムができないかというのが私の提案なんです。いろいろ調べてみると、他町村でもこういう制度を利用しているところがあるんですね。その一つの例として、定住促進と介護人材の確保、あるいは独り親世帯への支援ということで、受入先となる介護施設とか病院などに就職した場合、引っ越しの支度金だとか、1 年間の研修期間の終了時に奨励金を事業所から支給するだとか、家賃については上限を定める補助だとか、希望者には、ここは南部町は米子まで車で出入りするとか、買物するのにどうしても車が必要ですので、中古車両を無償で提供するだとかというのがよその町村でもございました。ただ、研修終了後の 2 年以内には、自己都合によって事業所を退職した場合、奨励金の全部または一部は返還するような条件をつけたりとか。ノルマで縛りつけるんじゃなくて、自発的に住み続けていただけるように、関係機関と連携をするようなのが、他町村ではこういう事例もあります。やっぱり今、例えば西伯病院なんかでは、ケアワーカーさんなんか町内で募集してもなかなか就職していただける方がいないというのが現状だという話を聞いたと思うんですが、そういうところも含めて、こういう独り親の家庭だったら、子供さんもおることだし、人口増加にもなるし、そして子供たちが来るとのことになると、子供の数も増えるだろうというような、一石二鳥ではございませんけれども、そういう方向のことも考える余地があってもいいんじゃないかということから、ちょっとこういう、他町村もやってるし、こういう移住定住の支援策というものを考えてもいいんじゃないかなということを、特にこのコロナの関係も含めてあったものです。先ほど西伯病院なんか就職されたらどうですかという一つの例ですけれども、特にこれはケアワーカーという特殊なもんではございませんが、そういうような職種が、今多分なかなか募集しても集まらないというよ

うな状況ですので、その辺についてはちょっと西伯病院さんに聞きたいと思いますが、そういう就職の状況はどうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 病院事務部長でございます。議員おっしゃられますように、ケアワーカーの採用に少し苦慮しております。とりわけ、ケアワーカー自体は普通には集まるんですけど、夜勤に対応するケアワーカーがなかなか採用できないということがあります。ケアワーカーを雇えば、夜勤対応してる看護師の負担軽減にそのままつながりますし、当然離職防止なんかもつながりますし、今、産休や育休の看護師もそれなりにおられますけども、そうしたケアワーカーさんが病院の中で、そういう夜勤とかで対応していくことで、病院の医療従事者の効率的な働き方、それから、何ていいますか、職場の働きやすい環境づくり、そういうことも寄与できますので、ケアワーカーさん、とりわけ夜勤に対応できるケアワーカーさんが採用できることになれば、効果があるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。突然病院さんに振ってみましたけれども、一つの例として、そういうような格好もあるので、やっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないか。ただ、オーソドックスに、いつも同じように、移住定住してください、どうぞってということばかりではなくて、やっぱりこういう、一つ先のことをいろいろ考えていく中で、じゃあ、そこで住まいはどうするか、あるいはそのためにはどういう手だてをするのかということもあるかもしれませんが、やっぱり定住の在り方、そしてそれを、来ていただく方にはどういう対応をするかということも、ただ、お客さんではないので来られたからには、やっぱり来られるためにはいろんなお膳立てをするかもしれないけど、あとは自立していただくための手だてをする、そして先ほども町長もあったように、最終的には自分で自立するためには職業というのが絡んでくるわけですね、長く勤めていただくためには。そうしないと、ここに移住した手だてができないと思うんですよね。ですから、一つのこれは私が他町村でやっておられた例をちょっと抜粋したものでございますけど、こういうことも考えて、これが実際のいかどうかっていうことは、また論議は内部でしていただくわけですけども、何かこういう、来られても、ただ、今までの見てみますと大工さんであったり、あるいは自分がプログラマーだったり、既に自分が職業を持って来られたからすぐ仕事ができるよっていうところもあるかもしれませんが、そうではなくて、例えば奥さんが先ほど言ったようにパートでも出られるとかっていう話があると思いますが、そういうときにはやっぱりそういう先ほども就職の云々って話もありましたけれども、

やっぱりセットになってくるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。就職と移住というところのセットの考え方なんですけれども、南部町内でそれぞれ就職という部分では看護職とか介護職、それから製造業、サービス業っていうのは常に雇用を出しているという状況ではあります。そこら辺の中で、企業と連携した移住定住に向けた対策を他の自治体の御紹介もいただきましたので、そこら辺研究しながら考えてはいきたいという具合には思います。南部町として求める職種っていうところが、なかなかそこは選択ができない部分があって、満遍なくいろんなところで雇用につなげてはいきたいという具合に考えておりますので、また、企業のほうにそういった形で、もし就職された場合、何らかのうちの支援ができるような対策をどう考えるかというようなところも意見交換はしていきたいという具合に考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。やっぱりそういう定住をしていただくためには、特に移住の希望者の中に独り親家庭の方ですけども、全部仕事がないっていうわけじゃなくて専門の資格を持ってる方もおられると思うんですね、中には。例えば保育士さんとかケアマネさんとか、先ほどあったケアワーカーさんとかソーシャルワーカーさんとか、だからそういう方もおられるわけでございますので、ぜひこれは本人さんがそういう手を上げるかどうかにもよるわけでございますけれども、ぜひ来ていただけるような取組が必要かと思うんです。

ただ、そこで先ほども一番初めに話をさせていただく中で、一番移住定住者の御意見で特に思ったような場所でなかった、環境的に虫が多いだとか草があったとか湿気が多いとか、あるいはという住まいの周り、あるいは住まいの管理の問題とかっていうようなことがあるかと思いますけれども、これは来られてからのあれですけども、もっとPRができるような要素っていうのはないもんですかね。例えば、大都市圏に対して南部町では来ていただくためには、こういういいところですよというような、何かそういうようなものをつくってはおられるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。PRについてということでございますね。

PRについては、西部圏域の中で、それぞれ当時まだ移住相談会とかに出れる頃は、西部地域振興協議会というところで、西部9市町村でそれぞれの自治体でPRというか一番一推しのところ

を共同のホームページなどに載せて出しているんですけども、南部町は午前中もありましたとおり里地里山というところで、そういった自然環境の中でというところでPRを行ってきたところです。あわせて、もちろんそのときにできたなんぶ里山デザイン機構という里地里山の名前をつけた、そういったNPO法人が中心となってやっていますというところも出していますし、最近南部町で里山暮らしというところのホームページやSNSを活用したところでのPRをメインに行っているというところがございます。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。そこで移住定住者の方からの御意見というのはそういう状況、それから行政側のほうからはそういうアンケートされたりということなことで、いろいろな課題を直しつつやっておられると思うんですけども、ただ、何ていうんですかね、移住をするためにPRばかりでいいもんですよ来てくださいよって言うばかりではなくて、実際にはデメリットもありますよ、それは何ですかって言われたら、例えばバスの便が少ないだとか、あるいは米子の都市部に行くのに車、10キロほど離れてますよと、だから車が必要ですよってというようなこともついてないと、何かいいことばかりやって、来たら何だってことになるわけで、その辺も併用していかなければいけないと思うんですが、その辺についてはどう思われるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。移住される方々にいいところも悪いところもきちんとお知らせができるようなPRの仕方というところでは、現在もそういった御意見がありましたよってというのは、電話などの相談のときでもデザイン機構のほうでは対応しているという具合に聞いています。最近の中では、米子からの移住の方も多いんですけども、もちろん県外の方もおられます。そんな中で、いろんな環境的なところでの手間がかかったり、不自由さっていうところも、私が聞いた中では集落の方々がすごく協力してくれたり、温かく迎え入れてくれる中で、その苦労も苦労じゃなくなっているというようなところも聞いてはいます。最初に、あんまり草刈りがえらいけん、バスしかないけんみたいなところでのPRはしませんけども、皆さん口そろえて言われるのが住んでみて本当に人がいいっていうところを言っていただけましたので、そこら辺もPRの中に含めながら、今後も取組を進めていきたいという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。いろんな仕掛けがあるんですけ

ども、やっぱり移住定住に対する問題は来ればいいのか、来ていただければいいという発想ではなくて、やっぱりぜひ来てくださいという思いがあるかどうかじゃないかと思うんです、何でも相手がおられることです。ですから、そのためにはぜひやっぱり真剣さというか、誰も真剣に仕事してるんですけど、そうじゃなくて、やっぱりもっと熱意があるかどうかじゃないかなと思います。あえて、企画課が仕事してないとかそういう意味じゃないですよ。やっぱりそのぐらいの気でやっていくような格好にしていけないと、本当の理解していただいて来てよかったなっていう、逆に私が移住したときに協力していただいてありがとうございましたと言えるように持っていけないと、私は人が広がってこないんじゃないかなというふうに思いました。それで、ぜひそういう格好で取組をしていただきたいと思います。

この移住定住っていうのは、ずっとこれから続いてくるものでございますので、だから、1回限りではないので、やっぱりこれをもう少し広めていただくためにはどうしていくか、それには1つも2つも知恵を絞っていかないといけない。だから、そのためには他町村では、例えば来ていただいたらそのためのお金を出すとかっていうところもあるかもしれませんが。ただ、お金だけではなくて、先ほどの地域のつながりだとか、いろんな来られたらそれだけのフォローができるような体制っていうのも必要になってくるんじゃないかなというように感じる次第でございます。

ですから、そういう私は今回は特に子育ての関係もあって、移住定住するときの独り親家庭の方を特化したものがちょっと一押しでさせていただいたっていうのは、そういうこともございます。コロナが今年で終わるわけじゃございませんので、やっぱり都会地のほうはなかなか生活支援をして、人口が多いからなかなかできにくいところがあるわけでございますけれども、田舎になればその生活支援がしやすいところがございますので、そういうところを田舎には田舎のよさっていうものをPRをしていただくように、これは全国どこでも同じようなことをされてはおりますけれども、うちの町っていう、やっぱりよそと違うんだよっていうところがないと、じゃあ行ってみようかっていうことにならないんじゃないかなと思います。そういうところで、ぜひもっと踏ん張っていただきたいと思いますところでございます。

一つ、資料を頂いたこの中でちょっと見ていただきたいと思いますところがあります。特に改修物件が31件で合計でございますね。入居世帯が38世帯ということなんですが、この差っていうのは何か特別にあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。この表でいうところの改修物件と入居の世帯数というところの差ですよね。これが過年度分で当時改修をしなくても入れた物件というのが

ありましたので、その分との差になっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） ありがとうございます。多分そうじゃないかなと思いましたがけれども、一応確認をしたかったものでございます。実際には改修しなくて入ってもらうほうが一番お金もかからなくていいわけでございますけれども、実質的には改修しなければ、せっかく新しく入ってきていただくのに、なかなか手を加えなければいけないということだと思えるんですけれども、今まで入っていただく中で、実際にこれはなんぶ里山デザイン機構のほうじゃないと分からないかもしれませんが、1つの物件に対して幾らぐらいの改修が多くかかったのかとか、そういうことは概算でも分かりますでしょうか、一番高かったの、あるいは簡単に改修してすぐ入れたというのは金額は何か分かるようなものがございしますか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。デザイン機構の補助金の毎年の実績の中で、一番多くかかったものは300万円を超えている、水回りとか座が抜けているような状態のところを直したものはありました。それから、一番安いものに関しては、一番直近で、先ほど言われた自分が手に職を持った大工さんという方がおられて、最低限のところの改修で、あとは自分が住んでから改修しますよというところで100万円ぐらいで改修が終わったというところも聞いている物件があります。以上です。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。南部町の場合はデザイン機構のほうで一括借り上げという捉え方の中で取り組まさせていただいているところでございますので、家賃という捉え方で10年間支払って行っていくということでございますので、これからもそういう物件が出て、そして改修しながら、実際今、町長のほうからも待っておられる方がおられるということがございますので、ぜひ入っていただくような物件に対応できるような格好でお願いしたいと思います。

そこで、先ほども町営住宅を云々って言ったのは、待ってる人が多いから、できたら耐用年数も過ぎて実際は国庫補助も終わってる状況の中で、1戸じゃなくて町営住宅の2戸を1戸にして、もう既に国庫補助も終わって会計検査も終わった状況の中だったら、改修して、そこでリニューアルしてもどうですかというようなことをちょっと思ったもんですから、ちょっと質問をしたところでございますが、いかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。町長答弁の中にもありましたけども、公営住宅法という縛りの中で、なかなか町営住宅、しかも今の長寿命化計画の中では少し縮小していく形ということになっています。一方で、越敷野であったりメゾン福成であったり、政策的に子育て、それから若者っていうところに的を絞った政策的な住宅をこしらえるというものもあります。今、企画で思っているのは阿賀の辺に、また集合住宅というかコーポが建ったり、それから法勝寺のほうにも今、コーポが建設されるというようなところも、デザイン機構さんともそういった情報を共有しながら、お問合せがあればそういったお住まいもありますよというようなところを話をしています。その建築する事業者さんが同一の事業者でございますので、こういった分析によって法勝寺や阿賀を選択するかというようなところも、一度私意見を聞いてみたい、意見を交わしてみたいなという具合に思っておりますので、また、そういった情報が入れば議会のほうにもお知らせしたいなという具合に思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） ありがとうございます。病院の道路、橋を渡った反対側に町営住宅がございます。昔の県営住宅でございますが、ここなんかも結構空いておるわけです。これはリニューアルをせえとは言いませんが、ここなんかもすごく空き家になっているところがあって、実際には住宅の周りが草木がぼうぼうとなって構ってないような状況になっているところですが、先ほど言いましたように、一戸建てが確かに一番いいわけですが、一戸建てでない場合であれば、そういう住宅を提供できるような格好で、独り親家庭の方に入っていただくようなことも必要になってくるんじゃないかなと。何かすごく住宅の空き家っていうのは、すごく何か見とってみずばらしく感じる、私個人ですけれども、何かそんな感じで思ってるもんですから、ぜひ空き家解消のためにも何かそういうようないろんな発想を考えてもらってもいいんじゃないかなということで私は提案した次第でございます。先ほど町長のほうの答弁でなかなかそれは難しいということで話がございますから、あえて言いませんが、ただ、住宅が先ほど言いましたように、県営住宅であったのが町営住宅に払い下げてもらったところっていうのは、まだまだ耐用年数も少ないところでございますので、そういうところはもっと入っていただくようなやり方っていうものも、また必要になってくるんじゃないかなというように感じますが、その辺については、これは住宅管理の問題も絡んでくるわけでございますが、いかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。県営住宅から町営住宅に管理移管を受けているものは手間側の団地でございますが、病院を渡った橋を渡った先はまだ県営住宅のままにな

ってございますし、県営住宅については空き戸数は今発生しておりません。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 私はてっきりあれは町営住宅だとばかり思ってたもので、払い下げてもらったものだと思いますけれども、まだ県営住宅ということですが、特に建設年度の古いのは、先ほど言いましたように、政策空き家ということで最終的には住宅を、特に天萬のほうの町営住宅だと思いますけれども、住宅を廃止をしていくというやな格好になっていくことですが、ぜひ住宅ができないのであれば、町営住宅化ができないということであればそういうような、特に移住定住のために、もう少し今日提案させていただいた独り親家庭の施策ということをお願いをしたいと思います。これにつきましては、特に専門の資格を持った方もおられますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、小規模農家の農業支援策についてでございます。なかなか個人の小さな農業についてはなかなか対応し切れないという話、できないということがありました。これは小規模農家は支援できないというのは、個人所有に公費を投入できないということではないかなと思うんですが、これについて確認をしたいと思いますが、そういうことでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。議員の言われるとおりでございます。確かに農業法人等のいわゆる担い手さんたちにも機械購入等を検討されて事業を使われますけれども、結局補助事業ですので補助残というものが出ます。大体 50%しか補助が出ませんので残りは自己負担、事業体負担ということになってますので、非常にこちらのほうも、仮に個人さんでそういう事業があったとしても、同じように、もしかしたらそれよりも補助率が悪い事業になるかもしれません。そうになりましたら、やっぱり非常に高額の自己負担になりますし、なかなか個人でっていうのは難しいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） ありがとうございます。個人だからなかなか難しいということもありますが、これは同僚議員のほうからも今までも再三再四、小規模農家のほうに機械購入の支援をできないかという話がありましたけれども、なかなか難しいということでございまして、今後またいろいろなことで、また質問させていただきたいと思います。

日本農業新聞によりますと、農林水産省が開催した食料・農業・農村政策審議会企画部会の会合で、大規模な担い手の育成だけでなく、小規模農業を含む多様な農業を後押しする必要性を強

調したとありました。これは農業の大規模化を方向転換したわけではなくて、従来どおり農地集積や法人化などを進めながらも、規模拡大だけでは存続が難しい地域農業や農村の存続も図ろうという内容でした。北海道を別にして日本の農地面積や農業生産額の4割は中山間地で占めていると言われます。大規模化を図ることで農業生産の効率化や生産性を高められると期待されますけれども、中山間地ではその効率化が難しいと言われています。農地集積を進めるにしても全国均一ではなくて、地域事情を踏まえるべきとの声が上がっているということを聞きました。また、その記事の中で担い手を支えるためにも、小規模農家を含め地域の営農環境を整える必要があると指摘されております。これにつきまして、小規模農家の現状っていうのは御理解はされておると思いますけれども、これがないとなかなか里地里山というやなことにも、耕作放棄地がどんどん増えていったりとかいうやな格好になりはしないかという危惧をするんですけれども、そういう手だてっていうのは今後も考えておられないということでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。日本の農業者人口が160万を多分今もう切っています。150万人も切ったかもしれません。急激に農業者が減っている原因は高齢化と、さらには若者たちの就労が進まない、さらには法人化、それから集落営農が進んできているからだと考えています。集落営農だとか法人化以外を小規模農家と捉えると分かりにくいんですけれども、例えば我が家のように、私のように、もう農地の中で飯米、米を売ってその収益で何らかの生活の一部にするということを現在してません。そういう農家がたくさんおられると思います。ただ、自分の家で作った、自分の田んぼでできた米を食べたい、これに対して農機があれば農地が荒れないという声はよく聞きます。ですから、ターゲットをもっと絞って、そういう方たちの希望を税を投入してどこまでかなえられるかということだと思っています。果たして本当にそういうことをすべきなのかどうかということをやはり議論なくちゃいけないと思います。平地の広がる手間田んぼや天津田んぼは集約化を進めれば効率は上がるでしょうけれども、山間地の中で池の水を使いながら運営する小規模な田んぼはそうはいかないかもしれません。そういう農地が荒れてもいいかというわけにはならないわけですし、今そういう場所を何とか集落で話し合っていて、農地を集落営農という形はできないかという話をしています。まずは、これが原点だろうと思っています。地域の中で話し合っただけで力を合わせながら農地を運営していく、お話を聞けば思わないほど経費が安くなるという具合にも聞いています。

そういう農業を進めるということと、もう一つは今若い新たな就農者が生まれていますが、何も自分の財産を持っていないわけです。農作業小屋ありませんし、トラクターもない、耕運機

もない、私たちは農家に生まれて当たり前にとってたそういう機具一つないわけです。そういう農機というものがうまく循環してるかという、してないわけですね。町内の中で、私の周りも皆さんもよく御存じだと思いますけども、もうほとんど使われていない立派なトラクターがあります。消毒機だったり運搬車であったり、そういう機器を次就農する若者たちに回していくような仕組みというのも大事なんじゃないかなと思います。農機は非常に高いですし、それから維持管理するのにもお金がかかります。そういうところをうまく行政もサポートしながら、地域で農業を支えていただく皆さんのお力になれるように今後も頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 時間も大変経過して僅かでございますけれども、そこで一つ、これは私のほうからちょっと提案でございますけれども、農業機械を買うっていうと先ほども言われるように高額です。ですから、なかなか小さな田んぼでトラクターは入らない、小さな山道を耕運機で出入りして脱穀し、手植えでせないけんところもあり、あるいは自走の田植機でないとできないとかっていうやなところもあります。全部が全部そうではございませんが、そうならばましてや先ほど言いましたように、高齢で後継者がいないという状況なら新たに購入できないということであるならば、農業公社がございます。そこを利用して何かリース業みたいな格好で、そういう利用の方のほうにあっせんして利用していただいて、その使用料を払っていただくような格好にすればもっとでき、これ数多くしなきゃいけないと思うんですけれども、そういうことを農協とタイアップしながらそういうことができないかななんてってやなことを思うんですね。

要は、いかに小規模農業を守っていかなければ、大規模も必要なんですけれども、小規模があるからこそ地域は維持できるんじゃないかと私は思っております。アメリカの例ですけども、大規模農業の割合が農村地域と増えると、その地域の生活や文化的質が低下するという仮説、ゴールドシュミットという仮説を立てた研究で、実際に農業の大規模化が進んだ地域で生活のインフラが低下したと言われている。これは大規模農業が悪いというわけでございますが、やっぱり農業の大規模はこれからは続きます。だけど、小規模化と両方のいいところを持ってやっていかないと、農業っていうのは維持できないんじゃないかなと私は思うものですから、ぜひそういうところで先ほど言いましたように、農業公社を利用してそういう農業公社がちょっとリース業ができるようなシステムづくりができないのかなって、これはもうとっぴな話でございますけども、そういう格好で一度に農機がばっと出るかもしれませんけれども、そういうことをやれるような環境づくりというのはできないものなのでしょうか、いかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほど言いましたように、こういうものはやはり前提条件が大事だと思っています。農業で一部飯を食う、農業生産でお金を得るという方が前提であれば、これは考えてかなくちゃいけないと思います。先ほど言いましたように、自分のところで家庭菜園の延長で、私のところもそうなんですけども、高齢者になる母がキャベツを作ったり野菜を作って、私や御近所に配ったりなんかしながらやる。そういうための農機器はどうなのかというお話と明日の暮らしのために農機をどうするのかというのは、もう全く次元が違うことだと思います。リースについても、リースハウスという事業を前、農協がしてましたよね。そういう次の世代にきちんと農地を守る、または高付加価値のものを作って行って商売を有効につくっていく、進めていく、そういうためにあるのであれば、これは考えていかななくてはいけないと思っています。ただ、生きがい対策としての農業を否定するわけじゃありませんので、そういう生きがいやられる皆さんの農業の作ったものをどうやって集めて現金化していくのかとか、これはまた次元が違う話だと思います。いろいろな前提条件を整理しながら、今後とも農業について御議論していきたいと思いますので、その辺りのところ、突然リースで皆さんに農機具を提供しようという議論はなかなか今はかみ合わないと思いますので、また、私も勉強させていただきます。ありがとうございます。

○議長（景山 浩君） 9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 時間も大変経過しましたので、これで終わるわけでございますけれども、今日は移住定住と小規模農業って、私、議員してますと、特に農業問題、私も農家でございますけれども、地域の方から何と仲田君よってって、よくこういう話を聞きます。少しでも地域の皆さん方に農業を続けていただく、そしてそのためには農業ですからあくまでも商いでございます、ですから、ある程度食べていただくためには、自分で自給自足ではなくて出荷できるような体制ができるためにも、どうやってできるのかってということも必要でありますし、それから、中山間とかそういうところでの直接支払いの皆さんと話すということも必要ですが、なかなかそこに合致しない地域もあったりするわけでございますので、その辺のところもいろいろ検討していただきながらどうしていったらいいのかというやなことも、今後私も考えていきたいと思いますが、ぜひ執行部の皆さん方にもちょっとその辺のところも、先のことも考えながら、研究していただきたいなと思うわけでございます。最後になりましたけれども、何か町長のほうから締めいただければと。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、農業はどうすればお金になるのか、商業的に魅力をどう高めていくのか、そのことによって次の世代が、この次30年後、50年後もこの地域の中で農業を営んでいくためには、やはり職業としての農業を続けていただけるような人をつくっていかなくちゃいけないと思います。その一方で、先ほどから出ていますような小規模で農業を営んでいる方、この方々を否定するわけにもなりません。この方々が地域の農業と一緒にあって支えていただけるからこそ、農道であったり農業用水路、池の管理、運営がうまくいってる、そういうことだろうと思っています。この辺の両面をどうこれから育てていくのかということに難い点がありますけれども、新たな技術の導入であったり、移住や定住を促進させることであったり、農業機械の問題であれば今ある農機というものを、例えば私も80歳になってトラクターに乗れるかどうかというのには自信がありません。そういう農機がまだ新しい農機があるのであれば次の世代に回していくような、そういう仕掛けというものがあろうと現実ありません。今、ヤンマーさんにこの前お聞きしましたら、25馬力程度までの中古ってというのは本当出ないんだということを言われました。補助事業が40馬力、50馬力、100馬力みたいなあんなでっかい機械ばかりが流通経路の中に乗って、ほんの10年ぐらい前まで当たり前にあった20馬力から25馬力ぐらいの農機が今、中古が出ないような現状になってるんだそうです。そういう中で中小の規模の農家の皆さんが、そういう中古もないしどうしたものかということの御要望というのは私もお聞きします。どういう具合に運営していくのかということのを当議会も含めながら、また産業課や各関係課とも調整しながら、私も勉強していきたいと思ってます。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） いいですか。

以上で、9番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時03分休憩

午後2時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより2点にわたって質問いたします。

まず、1点目は町のごみ政策とごみ広域化計画を問います。国は、2008年に自治体に対し、ごみを燃やし、高効率ごみ発電を採用した場合、ごみ焼却施設建設費用の交付金額をかさ上げし、財政措置によるごみ焼却発電施設建設を誘導促進する政策を取ってきました。一方で、環境省は循環型社会形成基本法、以下循環法と言います、に基づき、2008年に循環型社会の姿として、生産、消費・使用、廃棄、処理のそれぞれの段階においてリデュース、廃棄物等の発生抑制、リユース、再利用、リサイクル、再生利用、サーマルリサイクル、熱回収、適正処分、この5段階に分け、3Rを優先するという位置づけを明確にしています。

現在、ごみ焼却施設建設において、循環法では4番目に位置づけられているサーマルリサイクルを率先して実行するよう誘導策が取られており、西部広域の示す基本構想もそれを基本としてきています。一方、法で定められ毎年作成される町一般廃棄物処理計画書では、環境省と循環法の示す3Rを優先させた基本方針を示してきています。基本構想の熱回収がごみの減量化、資源化を方針とする町の計画に沿っているのか、検証したいと思います。また、今町財政に影響してくる建設費についての町の考え方を聞きたいと思います。

この点から5点にわたって、1点目、ごみの減量化・資源化の目標をどう考えているか、それに対応する町の所見を問います。町の減量化・資源化の目標、町のCO₂排出抑制の目標、広域計画の減量化・資源化の目標、広域計画のCO₂排出抑制の目標、事業系ごみの現状を問う、町・西部広域の量と比率、利用料についてです。資料で提出してもらっておりますので、その点についての所見をお願いいたします。

2点目、広域化後の分別収集をどう考えているのでしょうか。軟・硬プラスチックごみの扱いはどうあるべきだと考えているのか、町長にお聞きいたします。

3点目、ごみ発電はごみの減量化、環境保全につながると考えているのでしょうか、お伺いいたします。

4点目、広域化のメリットと言われているごみ処理コストの削減ですが、建設費、運搬費を見る限りメリットはないのではないのでしょうか。維持管理費だけ削減できるのですが、維持管理費で削減できている根拠は何なのでしょうか。

5点目、ごみ焼却発電施設の建設の見直しを求めます。

大きい2点目です。風力発電計画に対する町の対応を問います。脱炭素社会に向けた再生エネルギーの普及を背景に、外資を含む大企業が地方の山間部に巨大風力発電施設を建設するという計画が全国で相次いできています。鳥取県でも東部、西部に計画が持ち上がっているのは周知の

ことです。この計画が浮上してきた地域で、どこでも問題になっているのが事業者が住民に知らせず、一部の地権者、すみません、字が間違っています、地権者を囲い込んで事業を進めていることです。それは本町でも例外ではありませんでした。

当初計画が持ち上がった段階の平成29年以降、町は環境影響評価等で2回にわたり、町内への設置に明確に反対の意見を示していたにもかかわらず、町や議会をはじめ多くの住民に何ら計画も明らかにされない中、知らない間に地上権設定契約がなされていたのです。

今回、町の開示請求で契約書が一部開示されたことにより、契約内容が明らかになってきました。驚くのはあまりにも露骨な事業者有利の内容です。土地所有者のみならず、自治体への負担が及びかねないと考えています。内容を問い、町の考えと今後策を問うていきたいと思います。

まず、1点目、今回結ばれている地上権設定契約は、町と町民にどのような影響を及ぼすと町長は考えておられるでしょうか。地上権と借地権の違い、明渡しの条件、地代の見直し、倒産隔離と言われている問題について、35年以上の守秘義務を課していることについて、これらから町民と町にどのような影響があるのかをお伺いいたします。

2点目、地上権設定区域に県の保安林が含まれています。このことについて、県や国に対してどのように対処すべきと考えているのか、お伺いいたします。

3点目、域外資本、地域外資本のことですが、域外資本の進出についての歯止めの措置を検討する必要があるのではないのでしょうか。これは県でも町でも難しい、国への要請を求めることに對して、町長はどのようにお考えでしょうか。

以上、ここからの質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

町のごみ政策とごみ広域化計画を問うという御質問を頂戴しましたので、まずこちらのほうから答弁をしたいと思います。

まず、ごみの減量化、資源化の目標をどう考えているのか、それに対する町の所見を問うという御質問にお答えしてまいります。町の減量化・資源化、CO₂排出抑制の目標と広域計画の減量化・資源化、CO₂排出抑制の目標及び事業系ごみの現状について、資料をお配りしておりますので、そちらと併せてお答えをいたします。

まず、南部町におきましては、一般廃棄物につきましては国の循環型社会の実現に向けた推進方針に基づき、できる限り廃棄物の排出を抑制し、分別の実施、徹底により資源のリサイクル化を図ることを基本方針に掲げており、毎年策定します一般廃棄物処理計画においては、廃棄物の

適正な収集、運搬、処分を行うこと、また、減量化計画では令和５年度までの減量目標を定めて、実現に向けた取組を進めております。

具体的には、令和元年度の１人１日当たりの排出量４５２.１グラムを令和５年度には５％削減し４２９.５グラムを目指し、リサイクル率も令和元年度の３１.４％から３７％以上を目標として掲げています。また、ＣＯ_２排出抑制につきましては、町は計画には特に明記しておりませんが、平成２９年、３０年に実施しましたクリーンセンターの基幹改良事業によって、年間１３３.５トン、率にして３６.４％を削減をしております。

一方、西部広域では施設稼働予定の令和１４年度に、１人１日当たりの排出量４４０グラム、リサイクル率を３７.７％としております。また、発電による熱回収を行うため、計算上年間１万４,３３２トンのＣＯ_２削減量を導き出しております。

また、事業系のごみにつきましては、平成３０年度の資料で南部町は３５８トン、総可燃ごみに占める割合は２０.９％。西部広域全体では２万４,１６２トン、２５.７％となっています。事業ごみの焼却施設の利用料は、南部町伯耆町清掃施設管理組合のクリーンセンターでは最初の１０キロまで５００円、以降１０キロごとに１５０円を徴収しています。西部広域の基本構想における削減目標は、構成市町村の現状を考慮した上で最低限の到達すべき数値として理解しており、南部町はあくまでも独自の施策により減量化、リサイクル化の拡大を追求していく考えでおります。

次に、広域化後の分別収集をどう考えているのか、軟・硬プラのごみの扱いはどうあるべきかと考えるのかについて、お答えをいたします。基本構想案では市町村の現状の分別方式に違いがあることから、軟プラと布類の取扱いについて、今後の国の動向を見ながら検討することとされています。あわせて、硬質プラスチック類についても同様としています。これは、国のプラスチック資源循環戦略に基づき、今国会で成立しましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応する必要があるためのものであり、国の方針に外れることなく整備検討を進めていく必要がございます。

次に、ごみ発電はごみの減量化、循環保全につながると考えているのか問うに、お答えをいたします。真壁議員には、これまでも申し上げておりますとおり、循環型社会形成を目指し、ごみの減量化に向けて大切なのは、まず、１番、ごみの排出抑制、２番目、再利用、３番目に再生利用、そして最後に熱回収の取組であり、この順序が重要だと考えています。リサイクル、資源化も大切ですが、商品を購入する時点で必要なものを購入する、または廃棄するときはどう廃棄するのかを考えることが今求められています。現代の生活においてごみを出さないことは困難であ

り、必ず焼却されるごみが残るのは避けられません。発電を行うためにごみを増やす、プラスチック類を燃やすという考えは全くなく、西部広域行政管理組合においても同様な考えで議論を進めております。

広域化メリットと言われるごみ処理コストの削減だが、建設費、運搬費を見る限りメリットはないのではないか、維持管理で削減できるという根拠は何かについてお答えをいたします。確かに、広域化による建設費、運搬費については、基本構想案では単独整備と広域化で大きな経費の違いは出されていません。しかしながら、維持管理費を比較しますと、現状のクリーンセンターに係る負担金で比較した場合では、南部町は毎年8,000万円程度を負担してるのに対し、基本構想案の施設管理費によりますと南部町は年間2,300万円程度の試算が示されています。基本構想案は令和14年時のごみの減少量を加味したもので単純比較はできないとしても、これは大きな差額となっており削減になるものと認識しています。

最後に、ごみ焼却発電施設の建設の見直しを求めるについてお答えいたします。さきに述べましたように、発電目的のための焼却施設ではなく、焼却時に必ず発生する熱を有効回収するための発電利用でございます。資源循環促進法が制定されたばかりで未確定な部分が多いため、建設に当たっては、国の今後の動向を注視し進めていく必要があると現状では考えております。

次に、風力発電計画に対する町の対応を問うという御質問を頂戴いたしました。まず、地上権設定契約は町と町民にどのような影響を及ぼすと考えられるのかとの御質問でございます。地上権とは、民法第265条により定める物件であり、他人の土地に工作物を所有するためにその土地を使用する権利でございます。また、地上権は賃貸借権とは違い、土地の所有者同様誰にでも権利を主張することができるようになっております。さらに、地上権は登記がなされることから、売買や相続により所有者が替わったとしても権利は継続されます。今回の風力発電事業に係る地上権設定契約については、土地所有者と事業者の合意の上で決められる民民の契約のもので、契約の方法、内容、与える影響などについて、直接行政が介入し意見を申し上げることは差し控えるべきだと考えますが、契約に不安をお持ちの方には相談に応じてまいりたいと考えています。なお、太陽光パネルなど再生可能エネルギー設備設置に関する場合は、比較的多くの場面で地上権設定契約が行われていると認識しております。

次に、地上権設定区域に県の保安林が含まれることについて、どのように対処すべきと考えるのかとの御質問でございます。保安林とは水源涵養、土砂流出などの災害防止、景観や保健休養などの公益的な目的を達成するために、伐採または開発に制限を加える森林を言い、森林法の規定により農林水産大臣または都道府県知事が保安林指定を行うものでございます。保安林には様

々な制限があり、立木の伐採、土地の形状変更、これは掘削だったり盛土等も含みます、などを行うためには、都道府県知事の事前の許可が必要となります。また、保安林解除をするためには、保安林指定した理由が消滅した場合、または公共工事など公益上やむを得ず解除する場合に限られ、解除の権限者は農林水産大臣または都道府県知事となります。

町としてどのように対応するのかについてですが、申し上げたとおり、各種許可権者が農林水産大臣または都道府県知事であることから、法律に基づき各機関で適切に対応されるものと考えております。

最後に、域外資本の進出について歯止め措置の検討、国への要請を求めることについての御質問にお答えいたします。現在、国では再生可能エネルギーの主力電力化が2050年カーボンニュートラル社会実現のための重要な鍵であるとして、再生可能エネルギーに係る規制見直しをしているところでございます。外資系企業の進出については、外資系企業の持つ洋上発電や大規模発電設備の技術力も期待されている一方で、安全保障上の観点から外国投資規制も議論されているものと考えており、改めて歯止め等の要請をする考えはございません。

本町としましては、板井議員にもお答えしましたとおり、南部町における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインを制定し、設置区間の抑制、設置基準、住民同意など事業手続の方法、設置後の事業者の責務などを定めたところでございますので、事業者にはガイドラインの遵守をすることの指導を徹底いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の再質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 昨日の一般質問の中で風力発電の問題が出たものですから、ちょっと順番を変えて風力発電を先にさせていただきますので、町長、課長よろしく願いいたします。

まず、町はこれまでに風力発電で環境影響評価等2回の意見を表明する場所で明確に反対の立場をしてきて、町内への設置だけではなく、町から見えるところにも建てられては困りますよという内容の文書を出しております。それは確認しなくても周知の事実だと思います。そのような南部町を含めて各関係町村の意見を踏まえて、県知事が意見書を出しています。また、環境大臣も出しています。その件についてお伺いいたしますが、まず最初の計画段階での配慮書の段階で、県知事が出した意見書について、全部でなくて結構ですから総括のところの分を教えていただけないか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。総括的事項の上段の部分でしょうか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、そうです。総括的事項全部ね。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 全部ですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、全部です。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 総括的事項としまして、県のほうが国のほうに知事意見として出したものですが、1つ、本事業について……。

○議員（13番 真壁 容子君） そこではありません、その上の総括の分だけです。下まで読んだったら長いから。総括事項に当たる前の文章です。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 本事業は、鳥取県南部町、伯耆町、日野町、江府町の4町にまたがる地域において、最大で総出力16万キロワット、基数にして36基程度の風力発電機の導入を目指すものであり、これは現在国内で稼働している最大規模の風力発電所を8万キロワット、三重県ですが、これを大きく上回る規模である。また、本事業は既存の道路がほとんどない木々が多く見られる山間部において開発を行うもので、その事業実施想定区域は集落を囲むような地域を想定している。これらを踏まえると、本事業に係る環境影響は一般的な風力発電事業を実施する場合に比べ、自然環境への影響はもとより、近隣住民への重大な環境影響が懸念されることから、環境影響評価は極めて慎重に実施されなければならないことは言うまでもない。このたびの事業規模を勘案すると、風力発電機の設置に伴う取付けヤードや取付け道路等の附帯設備の設置や工事の実施による重大な環境影響が生じる可能性が十分に懸念されるところであるが、本計画段階環境配慮書においては、計画熟度が低いこと及び環境保全措置の実施により環境影響の低減が可能であるなどとして、これらを計画段階配慮事項として選定しないこととしている。このような姿勢は慎重さに欠けており、本配慮書は計画段階配慮事項の検討が十分に行われたものとしては認め難い内容になっている。ついては、以下の意見を踏まえ、極めて注意深く環境影響評価を実施することとし、またその結果を念頭に、環境への影響を可能な限り回避または最大限低減するよう事業規模の大幅な縮小や、影響を十分に回避、低減できないと予測された場合には事業の廃止を含めて事業計画を検討すること。

以上でよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長、ありがとうございます。鳥取県が各4町からの意見書を踏まえて出した、これは相手の業者に出した意見がこの意見です。その中では、事業規模の大幅な縮小や、影響を十分に回避、低減できないと予測された場合には事業の廃止も含めて事業計画を

検討すること、これは全国でも比較的厳しい内容の意見書になっていると言われています。これを県はこのような段階で出しています。同時に、この時点で、平成29年ですけれども、環境配慮書が出されたときに、環境大臣がこの件について意見を言っています。課長、お気の毒ですけれども、この環境大臣が出した今回の計画段階環境配慮書に対する意見の、それも総論に入るまでの分のところ、読んでいただけませんか。何で読んでいただくかということ、町長、この事業を行っている事業主がどのような姿勢かということが環境大臣が明らかにしているからです。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） では、環境大臣意見書、本事業はからですね。

本事業は、合同会社NWE-09インベストメントが鳥取県西伯郡南部町及び伯耆町並びに日野郡日野町及び江府町において、最大で総出力16万キロワットの風力発電所を設置するものである。本事業は再生可能エネルギーの導入普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。一方、本事業者によれば、本事業者である合同会社NWE-09インベストメントは、従業員がいない特別目的会社である合同会社の形態を取っており、本事業は実質的には合同会社の業務執行社員である日本風力エネルギー株式会社が合同会社NWE-09インベストメントとして実施し、その大部分は他社との委託契約等により行われる予定である。本事業者が合同会社NWE-09インベストメントあるいは同様の形態の別社名で、本事業のほかに5件の風力発電事業の環境影響評価手続を並行して進めようとしていることに鑑みると、本事業に求められる環境配慮等が適切に実施されないことが懸念される。また、本事業者は計画段階環境配慮書の作成に際し、現地確認等による現況把握、計画段階配慮事項の選定、事業実施想定区域の設定等を十分に実施しておらず、計画段階環境配慮書における重大な環境影響の回避、低減に係る検討が十分とは言えない。さらに、本事業実施想定区域の周辺は、大山隠岐国立公園に指定されており、自然環境の保全上重要な地域となっているため、風力発電設備の設置による景観への重大な影響が懸念される。加えて、本事業はこれまで国内の陸域では実績の少ない短期出力4,500キロワットの比較的大型の風力発電設備を中山間地の尾根沿いに36基程度設置する計画であるが、当該尾根付近には急峻な地形が多く、既設の道路が少ないことから大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落及び河川、沢筋等への土砂または濁流、濁水の流出等による水環境及び動植物の生息、生育環境への影響が懸念される。したがって、本事業計画のさらなる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長、ありがとうございました。先ほど読み上げてくださったのが環境大臣の意見として出ていることです、平成29年。この後、平成30年に、いわゆる環境影響方法書に対して、再度町が求められたわけですね。それで、同じ内容の反対するという意見書を上げました。県も同じように方法書を出した。その段階で、経済産業省、今度経済産業省ですね、経済産業省は今回の西部発電の事業に対して、勧告する内容を言ってきています。その内容は5点にわたっているんですけども、何を言ってるかということ、方法書の段階でも具体的な情報に乏しくて、それを比較的に中身を精査することができないってこと書いてあるわけ、判断が困難だってこと書いてあるわけですね。この間、方法書から現在は準備書に向けて、環境影響調査やってるんですけども、県はこの間、13回にわたって文書でこの事業者に住民にきちんと説明しなさい、それから計画を明らかにしなさい、このことを13回にわたって言っているわけです。

そこで、町長にお聞きします。昨日の段階では、再生エネルギーは私たちも風力発電や太陽光発電について再生エネルギーやっていくことについて反対する人はいないと思うんです。国、県が進めているのは、まさに再生エネルギーをどうしようかということであるんですけども、今回南部町を含めた西部合同会社が来ようとしている背景、事業主は誰かということシンガポールに拠点を持つヴィーナ・エナジーってってますよね。これは2017年に名前が変わってるんですよ。ころころころころ売買されてるんですよ。日本風力エネルギー会社鳥取西部事務所というのを立ち上げて、同時に鳥取西部風力合同会社、この2つを合同会社をつくって、今進めようとしているわけです。

町長、今の県知事の意見、それから環境大臣、経済産業省の意見を聞かれて、この事業者が行おうとしている風力発電の事業というのは、どのようなとお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。板井議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、どこに設置するのか、また作業道路がどの規模で土砂の切取り、盛土がどういう形状になって、その景観はどうなるのかというものが、私どもには全く見えませんし、地域の皆様への御説明もないという具合に考えています。そのため、再三十分な説明を求めているところでございます。県も同様でございますので、しっかりとした説明がなければ検討のしようがないと考えています。したがって、考えられる景観であったり土砂の流出であったり、そういうことを懸念せざるを得ない、しっかりとした地元関係者に対する説明を求めているところでございます。

○町長（陶山 清孝君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私はこの件については、町長より環境大臣の意見のほうが進んでいると思ってるんですよ。どこも一貫してるのは、外資系資本がやってくる時には内容を明らかにしないで、先にF I T申請のために用地を地上権設定で確定してしまう、契約してしまうんですよ。そのやり方をも含めて、環境大臣はこの会社は従業員のいない特別目的会社である合同会社の形態を取っていますよ、これから分かってきますよね、一体これを指摘しているか、合同会社をつくるということはどういうことかということ。それから、全部委託してるでしょう、5か所もやってるじゃない、本当に調査できるのっていうのが環境大臣の意見ですよ。今の段階で5か所が16か所に増えてるわけですね。それを見たときに、国は今経済産業省や環境省が今回新しく法律改定しましたが、再生エネルギーがいいと言われながらも3割近くについて大臣が厳しい意見ないしは中止を求める意見を出してるということは、このようなことが全国至るところで起こっているからなんです。町長がおっしゃる中身が分からない段階と言いながら、今回配慮書、方法書、次に準備書まで進んできているんですよ。言ってみれば住民から見れば、昨日の話じゃないですけども、いけないと反対の声は出している手こまねいてやることをじっと見ているというだけだと思うんですよ。私は環境大臣が言ってるように、この会社一体どういう会社であるのか、説明しろと県が13回にわたって言ってるんだけど、なかなか説明できない状況、これがどこにあるかというところを次の地上権設定の契約書で見ていきたいと思うんですけども、町長は上手に逃げられましたが、私は逃げることはできんと思うんですよ。民と民との計画だと言いますが、この民と民との契約に私たちも入ることはできませんが、私たちは南部町が一部公開した公文書になった地上権設定契約書の中身を聞くんですけども、それでも町長は中身が検討できないとおっしゃるんですか。それについての見解。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） いや、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（景山 浩君） 休憩ですか、休憩します。

午後2時56分休憩

.....

午後3時01分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員のほうから請求のあった情報公開のされた

契約書の内容に関わる議論でございますので、当議場の中での議論が、この公開請求をされた契約書の内容、詳細、さらにはこれに対する考え方に至る部分については、契約の内容、いわゆる企業とその契約された個人の方の契約の内容に関わることでございますので、町長としてそれに対する所見は控えさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は町長は、あなたの取っている態度は一貫性がないというふうに思います。ダブルスタンダード。私は南部町長宛てに情報を一部開示したら、あなたが情報開示をしてきたわけですよ。情報開示しておいて、その中身を議会でしゃべれんていうのは、それが十分理解されていないのか、ここで議会でストライキを起こしているのか、どちらかですよ。それについてどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 情報開示をしたということと、これに対する見解を申し上げるということとはできない。情報開示はいたしましたけども、この内容、契約を、甲、乙の契約をされた内容についての所見は控えさせていただきたい、こう申し上げてるところでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それでは、所見が申し上げられないということですので、私が情報開示で知った地上権設定の契約とはどういうものであったのかということを、私がお話をして、町長に所見を求めます。

今回の一番の問題は、地上権設定の件では先ほど町長が言われましたように、圧倒的にやっぱり事業者には有利な内容になっているということは、先ほどもちょっと話が出たんですけども、一番は一番心配して昨日出てきた中で、例えば事業が失敗したりしたときに、そのままほっておかれるのではないかってことについて、この地上権設定の中でどう書いてあるかということ、第12条で倒産手続及び申立て権等の放棄の中には、責任財産、地上権者が持つ責任財産というのは合同会社の出資金のみだというふうに書いてあるわけですよ。言葉はそうではありませんが、読み取れるわけです。これ、弁護士にも確認してきました。この倒産隔離は、なぜこのようなことをするかというと、最初に申し上げたように、この会社はいわゆるファンドですよ、お金を集めてそれを配当しないといけないから、電気とか水道、ここは何ていう会社、グローバル・インフラストラクチャー・パートナーズといって、いわゆる社会資本にどんとお金を出してるわけですよ。そういうところはもうけがなくなったら困りますから、自分のところに負債が及ばないようにしてきている内容をここに倒産隔離と書いてあるわけですよ。だから、35年以上た

ったら、契約満了した場合には、昨日板井議員が言っていたように、もしかしたら更新する、更地にするお金が出てくる可能性はあるんですが、それだけです。35年以内に台風で倒れた場合に倒産した場合は、合同会社の出資金だけしか払いませんよって書いてあるわけですよ。

それと、もう一つ言われるのが、2年間で名前が変わった会社ですから35年間で本当に続くかどうか分からない、50年間の中にも会社が替わった場合にも、それを引き継ぐかどうかというのとは分かって、その明渡しの条件が定かではないってということが書かれているわけなんですよ。これを読まれた方々が弁護士等も含めて、あまりにも露骨に書かれているっていう内容だということなんですね。

それと、もう一つ、町長、それについてどうかということと、もう一つは町長は中身が分からないのでって言いました。昨日、板井議員がなぜ相談に乗れなかったのかと言いました。三十数年前に、私はゴルフ場の問題で経験があるんですけども、このときは説明会のときから私たちが分かって、中に入って聞くことができました。今回、恐らく町長も契約するまで知らなかったし、議員も知らなかったんですよ。この中身が初めて分かったんです。地権者の方のところに行ったら、見せることはできないと言われました。どう書いてあるかということ、事業が終わる35年から2年過ぎないと、この中身はしゃべったらいけないって書いてあるんです。だから、これを見せられたときに、町長や近くの議員に相談してみようか、本件相談してみようかっていうようなことをしたらいけないよって書かれているわけです。

もう一つ、仮契約ではないかって言いました。確かに、工事が始まったら、土地確定してお金は来ますが、それまでの間に今までのこのやり方に反対してはいけない、こういう、もう町長御存じですよ、反対してはいけないと書いてある。印鑑を求められたら、1か月以内の印鑑証明を無条件で出す、こういうこと書いてあるわけなんですよ、うなずいてますよね、書いてますよね。読んだ方々は、もし自分が該当者だったら、このようなものに判をつかないのではないかっていった内容ですが、町長は今の私の話を聞かれて、どんなふうな所見をお持ちですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。御本人がその内容について契約をされたことですので、先ほどから申し上げてるとおり、行政が介入することには限界があります。全ての方が契約されてるとは思いませんので、御不安なところがあれば、どうぞ町のほうに御相談いただきたい、こう思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今のような経過を見てきて、町長それでも御本人が判を押したの

ですから、そういう言葉を行政の責任者が発するということが、私は町民の中に分断を起こしていく内容だというふうに考えています。ゴルフ場のときも痛感しました。賛成、反対等住民が2つに分けたときに、私たちは一貫して感じていたのは、私はゴルフ場はよくないと思っていましたが、賛成する人の気持ちが分からなければ町民は一つになれないと思いました。そのときの感想は、町がしてきた花木団地や農業の振興がうまいことっていれば、誰だってゴルフ場に土地を明け渡したいと思わなかった。今、背景に出ているのは、例えば風車ができたら道路がついて林業がしやすくなる、これまで林業が投げておかれたけども自分たちできるかも分からない、こういうかすかな希望ですよ。これは何かというと、今まで林業をおろそかにしてきた国政、県政、町政にあるのではないですか。住民が好きこのんで判をついたとは考えられないし、何回も言っていますのは、回ってみて痛感しましたのは、この地上権設定の契約の内容がしっかりと示されていない中で、将来にわたってどのような計画があるかという話だけを聞いて判を押してきたということが多いと思うんです。その証拠に、相談できなくて私が行った方は、自分たちは業者から見たら赤ちゃんのようなものだ、こんなふうに言われた方もいらっしゃいました。だからこそ私たちは行政の責任でこのような契約が結ばれたときに、一番大変なのは私は地権者だと今思っています。地権者の土地や財産、これを守る立場からも、そしてこのような地上権設定契約で仮に倒産隔離が行われた場合、本人は更地にすることはできなくて、自治体に負担も及びかねない、このような立場から町は関与することできるじゃありませんか。そういうことを言って、それでは地権者から相談があった場合、どのように動くんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。地権者の方からの御相談をお待ちしてるという具合に申し上げましたので、まず、そのようなお話をいただくことを、まず待ちたいと思っています。法治国家でございますので、法を遵守し、法にのっとって、希望の契約をなされた方のできるだけ希望に沿ったような対応ができるように行政としても努力をしたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に求めたいことは、これは南部町だけの問題ではありません。一番大きいのは伯耆町です。恐らく伯耆町も担当課も困っていると思います。よその町と連携を取りながら、この契約の犠牲者を生み出さないような対応を専門家と協議しながら考えていただきたい。と同時に、この教訓は何かというと、自然再生エネルギーは何よりも地域の環境や住民の環境を守ること、住民の合意なくしてはできない、それと地産地消、地域にお金が落ちていくやり方、こういうやり方でなければ本来の再生エネルギーに向かうことはできないのではないかと

ということを、今の時期だからこそ地方から発していくべきだというふうに考えます。その中では、先ほど言ったような外資系のみならず大企業、域外からの進出してきて大きな土地を持っていったって開発を行うことについては、何らかの歯止めが必要だということを国に上げていただきたい。

最後に聞きますが、町はガイドラインでは、地元の住民の合意を文書で取ることになっています。今回、方法書まで進んでいるのですが、ここの事業者に対してどのように文書を求めていくわけですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。今回、町のほうでガイドラインを昨年３月に定めております。実際、この風力発電の事業は、もう既に進んでおるところから、このガイドラインにのっとって強制的にはこれを守ってくださいということは強制力はないんですが、ここに書いてある、やはり住民の同意というのは大切な項目でございますので、できるだけという表現でお願いをしておるところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） １３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） ガイドラインが非常に弱いというのはそこですね。結果として本当に心から心配している地権者をはじめ町民の立場から見たら、反対を上げて町について言えば、同意の文書は絶対出てこない、文書出していただかないと住民の声を反映したと思わない、こういうこれぐらいの歯止めをかけていただきたい。条例化等してやっていただきたいと思っています。

町長、南部町、旧西伯もそうですけども、私は町長が反対の声を上げたというのは、町長だけではなく住民の総意だというふうに考えています。それは三十数年前に起こったゴルフ場問題のとき、リゾート構想が席卷したんですよ全国を、そのときに多くの町がゴルフ場を造っていきました。でも、水源の上流にゴルフ場を造るなどと言って上げた町民の声たち、結果として賛成した方々も一緒になって土地を守ることができてきました。私はそれが今になって、全町、里地里山の指定を受けてきた大きな基盤になっているとも考えている一人です。

今、再生エネルギーや地球環境をめぐる岐路に立っていると思うんですけども、きっと同じ思いだと思いますが、この地方の山間地に本来洋上風力発電で使うような技術を持っている超大きな風力の施設がうちの町に必要なんでしょうか。そのことも含めて、私は町長が町が率先して住民と一緒にこの声を上げていっていただきたいということを切にお願いしたいし、私は住民と一緒に、この風力発電が南部町に来ることには断固反対をして、住民と一緒に

この環境を守っていきたいと考えています。町長もぜひ同じ思いであると思いますので、いろんな方法を考えて、県や国、地権者を含めて事業者に言っていこうではありませんかということを書いて、次の問題に入ります。

次は、ごみの問題です。先ほど課長ありがとうございました。今回は、本当に今回の広域行政のやり方で減量化になるのか、資源化になるのか。それと、何よりも世界中が言っておりますCO₂の排出抑制の方向に向かうのかということです。出してくださった資料で求めていきます。南部町では減量化目標を令和5年に429.5グラムとしています。これは西部広域の令和14年度440グラムに対して、令和5年度に達成していこうと言ってるんですから、私は南部町のほうがごみの減量化が単町であるほうが進んでいる数字だというふうに考えています。今、ちょっと西部広域の440グラムについてお伺いするんですが、町長、この間基本構想の案が出されて、今日までパブリックコメントが募集されています。この440グラムというのは、令和14年度って言っていますが、よくよく基本構想の中身を見れば、この数字は国が言っている第4次循環計画における目標は、国は2025年、今から4年後ですよ、4年後っていうたら幾つになるんですか、6年、7年ですか、そこで1日当たり440グラムって言ってるんですよ。第4次循環計画における目標よりも西部広域ははるかに遅れている数字を出してきていますが、町長、西部広域に参加していますが、そういった認識はありましたか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。正直この数字は全国の基準、南部町よりも落ちているという具合な認識は持っておりますけれども、これは一番にはごみの焼却の大きなウエートを占めます米子市のごみ焼却が関わってることから、こういう数字になってるんだらうという程度の認識しかございませんでした。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この基本構想っていうのは、単独の町は計画を掲げていても、環境から見たら、それよりはるかに低い水準のものしかないんですよ。原因は何かって言ったら、町長がおっしゃった米子ですよ。なぜごみの減量化が数字が今の南部町より広域になったら多くなるのか、米子市が軟プラを集めて燃やしてるからですよ。だから、分別が進まないんですよ。ごみを減らすことも進んでいかないんですよ。全国的なデータとして、ごみ発電を導入した自治体はごみの減量化が進まないんです。なぜかという、電気を、ごみ発電つくったら発電量が多くなればなるほどCO₂削減するという立場やから、発電させようと思ったら、ごみを多く投入するしかないからですよ。これ矛盾だと思いませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まさに矛盾だと思いますが、これについて市町村の中の意見として、米子市の軟プラ対策をもって西部広域の環境対策、特に2050年CO₂ゼロに対して発言をしている南部町にとっては重大な問題であるので、ごみの排出量抑制を進めるということを会議の中でも申し上げてるところでございます。社会が間違いなくそういう方向に向かっていきますので、今後計画の変更を含め、そういう軟プラ、硬プラの適正な処理に向かって進んでいくのではないかと、こう考えております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長と一致したのは、今の基本構想はいわゆるゼロカーボンシティですね、CO₂削減と矛盾してるんですよ。そこ一致しましたよね。おっしゃったように、第4次の基本計画では時代遅れになってきたっていうのが、この間そうじゃないですか、先日の6月5日だったかな、小泉進次郎環境大臣はもう今までやってたごみで発電する熱処理はもうリサイクルと言いませんよって言ったんですよ。同時に、今まで熱回収を導入した自治体に3分の1の補助金から2分の1にかさ上げする交付税を見直すんだって言ったんですよ。そしたら、当然そのときに私たちは西部広域呼んで勉強会しとったんですが、そのことを言ったら西部広域も、当然国の方針が変われば変わると言ったんですよ。町長、その点どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） もちろん、国の方針によって自治体のごみ政策は変わってくると思いますので、大きな転換があると思ってます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は西部広域も広域議会に出てる町長も考えないといけないし、町も考えんといけんと思うんですけども、莫大な費用を使って大きな炉を造った。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、残り1分になりました。

○議員（13番 真壁 容子君） あ、本当だ。これは改めないといけないと思いませんか。今回の特に南部町から見た場合は、先ほど言ったように建設費用についても運搬費用についても、米子に行くより単独でしたほうが現状維持したほうが安上がりなんです。唯一、維持費が安くなるというのは8,000万が2,000万になるという、その根拠は町長言いませんでしたが、発電によるお金を維持費に入れてるから下がっただけなんです。これができなくなればメリットなくなるんです。ということは、大幅に広域化の構想が大前提から崩れてきたというのが現状だというふうに思います。時間がないので町長に言いますが、今回の基本構想は2050年に二酸化炭素

ゼロに向けた場合には時代遅れに、この何か月間の間でも分かってきたことです。再度見直しをするのであれば、今回パブリックコメントを取って8月に決めたいということはやめて、もう一度白紙に戻して国の動向を見ながら、各町村のCO₂排出ゼロ計画からごみ計画を見直すことを求めて質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもって本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上をもって本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日16日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時24分散会
